

北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る
第6回検討委員会
議事次第

日時:令和4年8月29日(月)18:30～
場所:北とびあ 第一研修室(7階)
方式:対面方式
Web アドレス(Zoom):

1. 開会

2. 議題

- (1)前回の振り返り
- (2)支援計画の基本的な考え方
- (3)大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について
- (4)大規模水害を想定した個別避難計画について
- (5)要配慮者利用施設の避難確保計画について
- (6)避難所等における要支援者への対応
- (7)要支援者の避難における自助・共助・公助
- (8)さらなる避難支援の取組み
- (9)今後のスケジュール

3. その他

- (1)意見聴取について

4. 閉会

【配布資料】

資料1:第5回検討委員会議事録

資料2:支援計画(案)の確認ポイント

資料3:支援計画(案)

資料4:個別避難計画書(案)

資料5:北区避難支援タイムライン

資料6:非常用発電装置の補助金について

資料7:福祉避難所の物品・設備の状況について

資料8:今後のスケジュール

資料9:意見聴取様式

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る 第 5 回検討委員会 要旨

■ 日 時：令和 4 年 7 月 4 日（月）18:30～21:15

■ 場 所：北とぴあ第一研修室

■ 出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	対面参加	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	対面参加	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	対面参加	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	由井 洋子	対面参加	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	対面参加	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	対面参加	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛	対面参加	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	対面参加	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	長嶋 和宏	対面参加	福祉部地域福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

■ 配布資料：

- ・ 資料 1：今後のスケジュール
- ・ 資料 2：第 4 回検討委員会議事録
- ・ 資料 3：支援計画（案）の確認ポイント
- ・ 資料 4：支援計画（案）
- ・ 資料 5：北区避難支援タイムライン
- ・ 資料 6：移動支援についての検討
- ・ 資料 7：福祉避難所の検討
- ・ 資料 8：意見聴取様式

◆内 容：

1. 開会

- ・ 事務局より、開会挨拶を行った。

2. 議題

(1) 検討スケジュールの変更について（資料1）

- ・ 事務局より、検討スケジュールの変更について説明した。
- ・ 検討会を追加で2回開催し、パブリックコメントを10月下旬から実施する予定とする。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(2) 前回の振り返り（資料2）

- ・ 事務局より、前回委員会の振り返りについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(3) 支援計画の基本的な考え方（資料3、4）

- ・ 事務局より、支援計画の基本的な考え方について説明した。

<質疑・意見等>

- 委 員：支援計画の適用範囲については了解した。関連して、最後の方に復旧・復興期における要支援者の支援の項目があるが、これについてはどこが主体となって検討するものか。
- 委 員 長：復旧・復興となると、水害が発生した後のことであるため、全庁的に取り組む中で福祉とどう連携していくか。現状、地域防災計画などに記載はあるか。
- 事 務 局：地域防災計画を令和4、5年度にかけて修正するため、その中で、復旧・復興についてもある程度整理していきたい。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成と活用（資料3、4）

- ・ 事務局より、避難行動要支援者名簿の作成と活用について説明した。

<質疑・意見等>

- 委 員：現状の名簿は地震でも活用するもので、水害被害に関わらない方も含めた名簿になっているため、本計画における要支援者名簿の課題については、福祉部とも調整のうえ、記載の仕方は引き続き検討させていただきたい。
- 委 員 長：名簿は1種類でいいのかということも含め、次回に向けての検討課題と認識した。
- 委 員：1点目。今月には新しい名簿に更新されると思うが、その名簿は水害からの避難も含めたものであるという前提で登録されたものなのか確認したい。
2点目。地域に対しても、地震への支援だけでなく、水害の際も活用する名簿だということを徹底して周知してほしい。
- 事 務 局：名簿の登録について、水害の名簿ということで呼びかけたものではないため、支援計画の作成後に呼びかけていきたい。あわせて、地震だけではなく水害の避難に支援が必要な方に情報が届くように、情報発信を工夫していきたい。
- 委 員 長：地震と水害で区別することが重要で、災害ごとに名簿を別にするのか、同じ名簿で災害ごとにチェックがついているか、どのような形式で今後名簿が提供されるか、地域としては気になると思う。次回に向けての検討事項と認識する。
- 委 員：平常時に共有されていない名簿を、災害時に共有されて支援しなければならないというの

は、大変心配である。

事務局：今後の課題として認識しており、支援計画の16ページに記載している。

委員：1点目。災害時の名簿の提供方法が定まっていないとのことだが、イメージがわかれば教えていただきたい。

2点目。避難支援等関係者の5つの団体ごとに名簿提供の仕方は異なるのではないか。

事務局：現状は紙ベースでの管理だが、今後の課題としてデジタルでの活用も検討していきたい。

委員：11ページの一番下の※に、特別養護老人ホームやグループホームに入所されている方は、対象者の所在が明らかで、災害発生後に当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、登録者から除くとあるのですが、これは浸水地域のグループホームもその施設に留まるといった意味か。

事務局：施設入所の方々は、避難確保計画で対象としているため、名簿の対象ではないということ。水害の場合の想定なので、低地部の入所施設について、避難確保計画の考え方を整理していきたい。

委員長：名簿は何のために作成されているかということが整理されれば理解できるのではないか。施設入所者は、施設が自律的に支援できる体制を作ることとして、最初から名簿登録から除外しているとのこと。

委員：1点目。名簿登録を希望する方に対して、周知を進める具体的な方法について、どのように考えているか。

2点目。災害時の名簿は、登録要件①②の全部を指しているか。

事務局：周知の方法は、どういった方法が届きやすいのか、これから検討が必要だと思っている。デジタルの活用は考えられるが、デジタルでの周知に馴染みがない方が対象であったりするため、今後検討する。

災害時の名簿は、提供に同意していただいてない方も含んだものとなっている。

委員長：周知の方法はおそらくいろいろあって、ヘルパーから声をかける、地域内で声をかけるなどが考えられる。

委員長：名簿情報の提供に同意している割合が5割以下と少ない理由はわかるか。

委員：低い理由ではないが、内訳を調べたことがある。区が指定して自動登録している方は、同意している率が4割未満、希望登録の方は7割以上となっている。本来であれば、自動登録者のほうが高リスクなので、ご理解をいただきながら同意の割合を向上させていく必要がある。

委員長：いろいろな理由があるのだろうが、その理由を潰していく必要がある。個人情報漏れることが危惧されているのなら、セキュリティ確保を検討しなければならない。必要性の理解をせずに同意をしない方がいる可能性もあるし、そこも次の課題かと認識した。

（５）個別避難計画の作成と活用（資料３、４、５、６、７）

- ・事務局より、個別避難計画の作成と活用に関する現状と課題について説明した。

＜質疑・意見等＞

委員長：個別避難計画の作成対象者が平常時名簿の掲載者だと理解しないよう、記載を修正する必要がある。

委員：要支援者自身がこういった支援は不要だと断った場合、そうですかと引いて良いものか。

事務局：なるべく多くの方に同意いただきたいが、同意のない方に計画を作成するのは難しい。機会を捉えて何回も働きかける必要があると考える。

副委員長：12ページに、名簿の更新は月に1回の更新と記載されている。個別避難計画作成支援を1回断った後に、やはりお願いしたいとなった場合に、誰も声をかけてくれないようでは困る。そういった人を取りこぼさない仕組みを考えていく必要があり、支援計画に記載したほうが良い。

- 委員：22 ページの図は、計画作成側の流れとして図に示すのは良いが、本人や家族の視点も含めて、意見が3点ある。
- 1つ目。個別避難計画の作成は、本人の同意があって始まる。一方、こちらから周知することによって、本人や家族からの希望で作成することもあるだろうということ。
- 2つ目。優先度Dの方は、本人や家族が作成することもあるのではないか。
- 3つ目。計画作成後に見直しすることになっているが、介護度の変化等により、本人からの見直しの依頼があることや、福祉専門職等による作成が不要となる可能性もある。こういったことを考慮すると、22 ページの図に、要支援者本人の列を設け、計画作成者の決定や同意を取る流れも含めて、この図に整理いただければと思う。
- 事務局：同意を取るタイミングや、本人の位置づけも含めた図となるよう、次回に向けて検討する。
- 委員長：委員の方で、こうすればスムーズだという考えがもしあればお願いします。
- 委員：イメージでしかないが、この図に本人と家族を入れ、なるべく住民目線で支援計画を作成したほうが我が事として受け止めていただけたと考える。類型によって、自身で作る方、支援者に自ら相談する方、希望して作成をお願いする方、いろいろあると思う。
- 委員長：今後、個別避難計画の周知を図っていくと思うが、本人に対して何かアクションを求めるような周知方法か、行政もしくは関係者側からのアクションのみとなるか、まだイメージは具体になっていない状況か。
- 事務局：まだ具体化はしていないが、基本的には区から対象者へ通知等を送付し、同意の返事をいただければと考えている。加えて、ヘルパー等からの働きかけを組み合わせることが考えられる。
- 委員：訪問看護では、人工呼吸器の方へ地震時の個別避難計画を作成しているが、計画の作成意義をきちんと説明して理解いただくことが必要となる。区から取組みの意味や内容などを広報いただき、計画作成担当者が訪問した際に説明しやすい環境を作してほしい。
- 事務局：そのような下地作りは行っていきたい。
- 委員長：22 ページ、23 ページの手順5、6、7が、18 ページの図に記載している手順と対応しているということがわかるように注意書きをしたほうがよい。
- 委員長：要支援者の移動手段として、ユニバーサルデザインタクシーは車いすを乗せることができるということで、北区との協定に基づき災害時にどの程度の車両を回してもらえるのか、具体的な数字を見ながら引き続き検討が必要である。
- また、避難にかかる時間が長いと思ったが、渋滞していることを想定した条件での試算となっているため、一般車を極力減らして渋滞させないことが重要だと認識した。
- 委員：普段もそれほどタクシーが走っているようには思わない。協定で想定している台数は、実際の災害時に確保できない可能性があるのか、協定の内容が知りたい。
- 事務局：協定先の保有台数のうち、どれだけを要支援者の移動支援に使用できるのかは、協定先と今後個別に相談をして、詳細を詰めていきたい。
- 委員長：北区の業者のタクシーは区外でも活動しているので、慎重に調査いただければと思う。
- 委員：タクシーが確保できたとして、どのようにオペレーションするのか、イメージがあれば教えてください。
- 事務局：タクシー配車等の仕組みは、新型コロナウイルスのワクチン対応で、コールセンターから配車するような仕組みがあるため、参考にして今後検討していきたい。
- 委員：タクシーの乗降時間がそれぞれ60分となっているのは、何か根拠があるか。乗降時間をいかに短くするかということも支援計画に反映するものか。
- 事務局：乗降時間の想定について、きちんとした積み上げは行っていないが、要支援者の移動には時間がかかることと、渋滞等も考慮して厳しめの想定としている。
- 委員長：手伝える人がいればそれほどかからないかもしれない。そのあたりの数字も見直しながら、現実的な値に近づけていければと思う。
- 委員：バスの事業者1社とあるが、何台くらい確保できるのか。優先度Aの中でも、知的障害や

精神障害の方は自力歩行ができる方も含まれていると思うので、バス移動にすれば時間短縮等も図れるかと思う。

事務局：協定先1社の詳細な台数は把握できていないが、一度に多くの方が移動できることを期待している。また、送迎ポイントを設けることも課題かと認識している。

委員長：協定の内容によると思うが、営業時間外に発災しそうな場合もお願いできるのか。

事務局：災害時における支援の協定なので、基本的には協力いただける協定となっている。

委員：ユニバーサルデザインのタクシーに車いすを乗せるのは大変時間がかかる。スロープを設置するだけで、慣れていない運転手だと15〜20分かかる。タクシー業界に、車いすの乗車について教育をしてもらう必要がある。

事務局：台数の確保と合わせて、そういった適切な支援についても協力を要請していきたい。

委員：要支援者とその息子が住んでいる家の隣に、独居の要支援者が暮らしているような場合を想定して、息子が動ける時間帯であれば、隣の独居の方も一緒に避難するようなことは、個別避難計画で考えることができるのか。

事務局：個別の話になるため数の把握は難しい。

委員長：優先度C、Dといった方は地域が主体となって計画等を作成していくことになる。その中で、隣の息子さんに支援してもらって一緒に避難するということが考えられる。複数の支援者を検討することが重要という考え方において、隣の住民との避難ということが選択肢としてあるということである。

先程の渋滞問題と関連して言うと、要支援者を載せていけば健常者も車避難可能とすれば、乗せてくれるのではないかという考えもある。

委員長：避難先でのサポートがいつ頃からできるか、ということに関係してくると思うが、何日くらいの避難を想定して準備をすれば良いと考えるか。

事務局：荒川氾濫だと2週間以上浸水が継続する想定のため、3日分では心許ないが、2週間分は多くて大変である。1週間分程度が目安かと思うが、避難所へどれくらい持参いただけるかは課題だと認識している。

委員：雨がやめば高台は通常の生活となることが予想される。よって、自身の薬や特別に必要なものは持参をお願いしたいが、食料等の一般に供されるものは、国や都、他自治体等からの支援もあると思うので、物によって異なると考えられる。

委員：堀船は全域が浸水してしまうため、3日前には要支援者は高台に上がっていただく、もしくは我々が連れて行くこととして、2日前には自分たちも避難しなければならないと考えている。

委員長：3日前というと、令和元年の台風第19号でも直撃するか懐疑的な状況だったが、そこで避難を始めることができるか、課題だと認識する。

委員長：介護の程度によると思うが、訪問看護をすることを考えた場合のオペレーションは、タイムラインに示している程度の時間があれば支援できそうか。

委員：医療的ケアが必要な場合、準備品や必要な人員は、その人の状態によって大きく変わる。このタイムラインは、医療的ケアはあまり含んでいないと考えてよいか。

事務局：状態によって分けるものではなく、皆の動き出すタイミング等を示している。

委員：家族や支援者がいれば大丈夫だが、家族等がおらず訪問看護を活用している場合、準備や人員が必要になる。そもそも避難のためには、福祉避難所にどのような物がある、電源が何個確保されている、といった詳細な情報が必要である。

避難所等へ避難された後について、普段訪問している場所以外への訪問は現実的ではないと考える。訪問看護利用者については別にサポートを考える必要があるのではないか。

事務局：状態にもよるが、福祉避難所での受け入れが難しい場合は、医療機関へ避難する場合がある。それ以外の方は高台の福祉避難所等へ避難していただければと思う。

委員長：一般の福祉避難所と訪問看護利用者の避難所は分けて、訪問看護利用者の避難所については看護師がいるべきだ、ということか。

副委員長：ここは重要なポイント。電源の喪失を考えておく必要があり、東日本大震災のときは発電機が稼働していないと、たんの吸引と在宅酸素の対応ができず、結果的に医療機関に行か

ざるを得なかった。個別避難計画を検討する段階でどの医療機関にいくか記載しておくべき。医療的ケア児も同様である。

委員：高台が停電する場合は、都心の大方が停電している可能性があるため、現状ではそれを想定しての計画は考えていない。

委員長：北区周辺では台風が過ぎた後に水位が上昇するため、一時的に停電しても回復している可能性は考えられる。一瞬停電する程度の想定で良い可能性がある。

委員：タイムラインのどのあたりで避難することとするか判断が難しいが、避難させる側の意見としては、雨が降る前に避難したいと考えている。

委員長：令和元年台風第19号の時は、タイムライン上における氾濫発生から2日程度前から雨が降り始めているので、それまでに移動したほうが良いということになる。

委員：タクシーでの移動について、料金は個人負担となるか。

事務局：移動にかかる費用は、移動される方の負担と考えている。

委員長：個別避難計画の更新について、介護を受けている方の場合、認定の見直しのタイミング等で実施するということも考えられる。「見直すよう努める」という記載は、もう少し踏み込んだ記載としたほうが良いのではないか。

副委員長：避難行動要支援者名簿は1か月での更新となっており、個別避難計画の更新にも何らかの期日を設ける、もしくは更新の必要性の確認手段などがあるほうが良いのではないか。それ以外にも、計画作成を担当していたサービス事業者が変更となった場合など、どのように更新するのかということについても、検討いただければと思う。

事務局：ケアプランを作成している方については、見直しの時点での更新は可能かと思う。個別避難計画の更新頻度、見直しの方法等については検討させていただく。

委員：以前に個別避難計画を作成した際、作成対象者のリストからアポイントを取ると、長期入院や施設入所などで4分の1程度は作成が不要となった。家族等から入所や入院などについて連絡できる窓口があるとよいのではないか。入院等で介護のサービスを利用しなくなった場合、ケアマネジャーが担当から外れるため、ケアマネジャーも状況を把握できなくなっている。

(6) 避難確保計画の作成と活用(資料3、4)

- ・事務局より、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と活用について説明を行った。

<質疑・意見等>

委員：避難訓練の内容について7つ挙げているが、原則年1回以上実施する場合に、全部実施するのは厳しいと考えるため、推奨する訓練内容はあるか。

事務局：避難先への移動訓練は有効かと考える。1回で全部実施するのではなく、分けて実施していくことが適切と考える。

委員長：福祉避難所の定員は430人ほど不足しており、一部は系列施設へ避難できるとしても、定員の不足が想定される。そういった中では、施設での籠城も考えられるが、停電が想定され、長時間使える非常用発電などがないと厳しいのではないか。大きい施設であれば非常用発電機などがあるか。

委員：所属する法人では、自家発電のようなものは置いておらず、検討中だと思う。

副委員長：自家発電は軽油で数時間しかもたない。携帯型の発電機やガソリン等を使用するものを用意する必要があるのではないか。

委員長：非常用発電機に関しては、補助金が出る場合もあり、軽油だけでなくプロパンガスなどもあるので、そのあたりも含めて検討していただければと思う。

副委員長：令和2年7月豪雨の熊本県で14名の施設入所者が亡くなったため、厚生労働省から施設へ、避難確保計画や訓練について実用に耐えるものかどうかの質問を施設へしたところ、厳しいという回答が多くあった。その理由の一つとして、自分たちが作成した計画が

正しいか判断が難しく、専門家の助言が欲しいという要望の割合が高かった。したがって、避難確保計画の内容の精査について、官民連携して情報共有や研修を行っていくなど、もう少し踏み込んだ記載があると良いと考える。

委員長：とりあえず作成してください、というだけでなく、行政も一緒に検討していく姿勢や、研修、専門家派遣による支援などがあっても良いかと考える。

(7) 避難所における避難支援（資料3、4、7）

- ・（5）個別避難計画の作成と活用の中で説明したため、割愛した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(8) 自助・共助・公助それぞれの避難支援（資料3、4）

- ・ 事務局より、自助・共助・公助それぞれの避難支援について説明を行った。

<質疑・意見等>

委員：NHKの番組で、災害時の要支援者の支援をテーマとした放送があり、その中では支援者を見つけること、特に移動の同行をする負担が大きく、できないと考える地域住民が多いことが取り上げられていた。福祉専門職員も、1人のケアマネジャーが35人程度を担当しているような状況で、実際の移動同行がどれだけできるのか。区内にどれだけの福祉専門職員がいて、実際に同行支援ができる職員がどれだけいるのか、という点が重要である。福祉関係者も被災者になりかねない中で、どのように業務を優先できるかという点も大事になってくる。災害や感染状況も踏まえて、近隣のケアマネ同士の関わりは定着しつつあると思うが、水害時に高台のケアマネが低地部のケアマネを支援できるかという点、そこまでは至っていない。ケアマネの会としても今後議論していきたいと思う。

事務局：避難にあたっては、場所、手段、支援者の確保が重要な要素だと認識している。特に、支援者の確保については、低地の施設だけでは困難だと考えるため、高台との協力は必須であり、今後調整検討をさせていただければと思う。

委員長：近所の高齢者の同行支援をする場合、同行した人も福祉避難所に一緒に避難できればいいと思うが、現状そうはなっていないのか。

事務局：福祉避難所での受け入れは、本人と同行者1人を想定している。

委員長：同行したら避難先での面倒も見なければならず、それも負担かもしれない。タクシー運転手がトレーニングして、同行支援と運転ができるようになると良いかもしれないが、次回また議論することとする。

副委員長：現場で福祉専門職員などがどう判断したらよいか、自身が担当する要支援者を避難開始するといったオペレーションをマネジメントする人がいないと、避難していいのかまだなのかわからない、移動したが避難所が開いていない、といったことになりかねない。情報を一元化して、地区内の福祉専門職員のヘッドクォーターを地区ごとに置くような仕組みがあれば、実効性が高まるのではないと思う。役割分担を福祉専門職員に委ねるだけでなく、それをオペレーションする仕組みづくりを検討いただければと思う。

委員長：そういったことをするにはDXが必要になりそう。現状の全体像を把握するために、電話で確認するような運用では、多分動くことができない。これも検討課題だと考える。

委員：支援計画の45ページの表13の※に、町会・自治会のカッコ書きについては、避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供を同意し、日頃から町会・自治会とのやりとりがある方だと書かれている。この記載からすると、我々は平常時名簿の登録者への支援だけ考えればよいということになるか。

事務局：平常時名簿の登録者以外への声掛け等もお願いしたく、記載内容は改めて検討する。

委員：浸水深の浅い地域の要支援者も高台に避難させるという考えか。

事務局：この支援計画は、浸水のレベルによって差を設けるものではなく、移動が困難な方の高台

避難について検討しているものである。復旧の段階では、浸水のレベルによって早期に帰ることができる方と、長く避難所にいる方の違いが出てくると考える。

委員長：支援計画自体の検証について記載をしたほうが良い。支援計画の内容を実行していく中で、この検討委員会の中で決めたことや、課題解決状況などに関して検証するというプロセスが必要だと考える。

副委員長：デジタル化が進まないと、避難の完了状況などの把握も大変であり、課題だと認識している。とりあえず福祉の事業者等が情報共有できるサイトなどを構築し、訓練報告や写真アップロード、災害時の情報発信などができる仕組みを構築する必要がある。また、家族への避難タイミング等の情報共有ができる仕組み、個別避難計画の内容は写真を撮って関係者で持っておくなど、情報共有がしやすい状況にしておくことが必要だと思う。

副委員長：近隣自治体や東京都の施設との連携も視野に入れるなどの検討はできるか。

委員長：広域避難先として、東京都が何十万人の避難スペースの確保に取り組んでいる。いずれ都が準備してくれる可能性はあるが、まだ足りないことも想定される。

3. 閉会

- ・ 事務局にて、本日あがった意見以外にも、資料8の様式で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。

支援計画（案）の確認ポイント

次第の議題に沿って、支援計画（案）においてご確認いただきたいポイントを以下に示す。

1. 支援計画の基本的な考え方

- ① 支援計画の対象者（被支援者側）・・・支援計画 P.7「(1)被支援者側の対象者」
 - 避難行動要支援者と要配慮者利用施設の入所者が、この支援計画の対象者である旨を記載している。
- ② 避難支援者となり得る者・・・支援計画 P.8「②避難支援者」
 - 名簿を共有され、名簿に基づく声掛け等を実施する者は「避難支援等関係者」。個別避難計画で支援の担い手として記載される者は「避難支援者」とした。（以降の文章でも、使い分けをしている。）
 - 避難支援者は、個別的な支援実施が難しいと判断される警察・消防を除いた避難支援等関係者を含んでいる。その他、親族や福祉サービス提供者等が避難支援者となることを想定している。

2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について

- ③ 北区としての名簿の在り方
 - 名簿は平常時、発災するおそれ、災害発生時に活用する。
 - 避難所では避難者名簿を別途作成するが、要支援者名簿との名寄せ方法が確立していないため、長期化した避難所生活においては保健師の巡回等により状況把握を行う。
 - 個別避難計画を作成している要支援者は、個別避難計画を避難先に持っていくことで、避難先で必要な支援についても概ね伝えることが可能となる。
 - 避難支援等関係者が、名簿情報を活用して避難先にいる名簿登録者を確認し、避難状況を把握するなどの行為を妨げるものではない。
 - 今後 DX 等を推進していく中で、避難行動要支援者名簿と避難者名簿や被災者台帳の対応などがスムーズに実施できるような仕組みづくりを、必要に応じて検討する。
 - 名簿は災害種別ごとに分類しない方針とする。
 - 災害ごとに名簿をわけ、複数の名簿ができると、運用が煩雑になる可能性もある。また、個人情報紛失のリスクも高まる。
 - 荒川氾濫に対して避難支援が必要な要支援者は、今後個別避難計画の作成を進める際に把握できるため、名簿の段階で災害ごとに分ける方針とはしない。
 - 現状での対応としては、要支援者側にも支援者側にも、名簿は地震および水害に対する制度である旨の理解促進を図ることとする。
 - 今後、災害種別ごとの運用の必要性が高まった場合は検討をする。

④ 平常時の名簿の活用方針・・・支援計画 P.13 「(1)平常時における名簿の活用」

- 表 1 で、避難支援等関係者ごとの平常時の名簿活用方針を記載している。

⑤ 災害時の名簿の活用方針・・・支援計画 P.14 「(2)災害時における名簿の活用」

- 表 2 で、避難支援等関係者ごとの災害時の名簿活用方針を記載している。

3. 大規模水害を想定した個別避難計画について

⑥ 個別避難計画作成の優先度・・・支援計画 P.20 「①個別避難計画作成の優先度」

- 年齢で C1 と C2 を分けていたが、どちらであっても基本的な対応方針は同様であるため、年齢で分類せずに C として統一した。

⑦ 優先度ごとの計画作成方針・・・支援計画 P.21 「②優先度ごとの個別避難計画作成方針」

- 優先度の判断条件の修正に伴い、内容を見直した。

⑧ 個別避難計画書の作成手順・・・支援計画 P.23～25 「(3)個別避難計画書の作成方法」

- 前回委員会でご意見いただいたことを踏まえ、要支援者本人と家族の列を増やし、計画作成の同意や、周囲からの同意勧奨についてフローに落とし込んだ。
- フロー図の修正に伴い、手順の説明を①～⑧まで記載した。

⑨ 個別避難計画の様式・・・支援計画 P.26 「①個別避難計画書」 【資料 4】

- 第 4 回検討委員会までは、「個別避難計画シート」と呼称していた項目であり、シートの内容を個別避難計画（別の様式）に記入して完成するイメージだった。
- 手間を減らすことを踏まえ、個別訪問時に「個別避難計画書」を埋めていくような作業イメージに変更した。

⑩ 支援の役割分担・・・支援計画 P.28 「④支援内容と役割分担」

- 高齢者あんしんセンターおよび町会・自治会の役割について見直した。
- 高齢者あんしんセンターおよび民生委員・児童委員の役割について確認する。

⑪ 避難支援タイムライン・・・支援計画 P.29～30 「⑤避難行動や支援のタイミングの考え方」 【資料 5】

- 高齢者等避難の前に要支援者の避難についての情報を発表する
→要支援者ではない大勢の高齢者等より早い段階で避難開始していただくため。
→ただし、内閣府が示す 5 段階の警戒レベルに応じた避難情報に、要支援者に特化した情報は現状ない。（参照：P.51 の警戒レベルと避難情報）
→計画運休実施より早く避難情報を出すことが望ましい。
- タイムラインは行動のタイミングの基本的な考え方を示しているものであるため、医療的ケア者や多くの利用者を抱える要配慮者利用施設などは、その状況を踏まえた上でさらに早い段階での行動を判断する必要がある旨を記載した。

- ⑫ ガイドラインの整備・・・支援計画 P.34「3.4.今後の課題」
- 個別避難計画の作成や記載内容の考え方に関する詳細は、ガイドラインを作成して示す旨を記載した。
4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について
- ⑬ 非常用発電設備・・・支援計画 P.39「①避難に必要な設備とその確保」 【資料 6】
- 要配慮者利用施設における非常用発電設備の確保について、活用できる可能性のある補助金について整理した。
5. 避難所等における要支援者への対応
- ⑭ 要支援者への配慮・・・支援計画 P.45「(3)要支援者を受け入れるための配慮」 【資料 7】
- 福祉避難所の備蓄物資や停電対策などの状況を整理した。
6. 要支援者の避難における自助・共助・公助
- ⑮ 共助の支援内容・・・支援計画 P.48～49「(2)共助として支援できること」
- 前回委員会まで、この項目では個別避難計画作成時に参考になるよう、避難支援者に期待される支援内容や役割分担を記載していた。その内容は個別避難計画の章（P.28）に移動した。
 - 平常時、発災のおそれ～発災、発災後～水が引く頃までの 3 段階における共助の概要について記載することとした。
- ⑯ 要支援者の避難に関する情報・・・支援計画 P.51「(1)水害発生時の避難情報」
- 北区独自で「要支援者避難開始」情報の発表を検討中。（⑪と関連）
7. さらなる避難支援の取組み
- ⑰ 支援計画全般に係る今後の課題・・・支援計画 P.53～54「7.さらなる避難支援の取組み」
- 個々の課題は各章の最後にまとめている。ここでは、支援計画全般に係る今後の課題を、大きく 5 項目整理している。
 - （２）コミュニティタイムラインに関して：
堀船地域がモデル地区に選定されており、3 回のワークショップを経て、年内にコミュニティタイムラインを作成する予定。
 - （３）名簿や個別避難計画の DX に関して：
内閣府では「クラウド型被災者支援システム」、東京都では「被災者生活再建システム」に、名簿や個別避難計画の作成や更新などに関する機能の実装について、検討が進められている。区としては、これらの機能の内容を把握しつつ、導入の検討をする。

次回検討委員会でご確認いただく予定とする主な事項（予定）

- パブリックコメントにかける支援計画（案）として、全般的な確認
- 個別避難計画書の様式の確定
- 人員確保の観点で、個別避難計画書の作成者や避難支援者となりうる方の概数把握
- 協定を結んでいるタクシー事業者へのヒアリングを踏まえた、移動支援についての検討
- 区独自の要支援者避難開始情報発表に関する検討
- その他、今回の委員会でいただいたご意見等を踏まえた検討

北区 大規模水害避難行動支援計画 (案)

【令和4年8月29日現在】



青字：未検討の事項

緑字：前回も委員会で諮ったが、引き続き諮る事項

令和4年10月

北 区

目 次

1. はじめに.....	1
1.1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的.....	1
1.2. 支援計画の位置づけ.....	3
1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方.....	5
1.4. 支援計画の対象者の範囲.....	7
(1) 被支援者側の対象者.....	7
(2) 支援者側の対象者.....	8
1.5. 支援計画を活用した避難行動要支援者等の支援.....	9
2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について.....	10
2.1. 避難行動要支援者名簿の作成.....	10
(1) 名簿の種類.....	10
(2) 名簿の登録要件.....	11
(3) 名簿の記載事項.....	12
(4) 名簿の更新.....	12
(5) 名簿の適正な管理.....	12
2.2. 避難行動要支援者名簿の活用.....	13
(1) 平常時における名簿の活用.....	13
(2) 災害時における名簿の活用.....	14
2.3. 名簿の作成と活用に係る取組み.....	14
2.4. 今後の課題.....	15
3. 大規模水害を想定した個別避難計画について.....	17
3.1. 個別避難計画に係る全体方針.....	18
3.2. 個別避難計画の作成.....	20
(1) 個別避難計画作成の対象.....	20
(2) 個別避難計画作成の優先度.....	20
(3) 個別避難計画書の作成方法.....	23
(4) 個別避難計画書の記載事項と考え方.....	26
(5) 個別避難計画の更新.....	32
(6) 個別避難計画の適正な管理.....	32
3.3. 個別避難計画の活用.....	33
(1) 個別避難計画の共有.....	33
(2) 個別避難計画の活用.....	33
3.4. 今後の課題.....	34
4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について.....	35
4.1. 避難確保計画の作成.....	35

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設	35
(2) 避難確保計画のひな形	36
(3) 施設における段階的な防災体制確立	36
(4) 情報収集と情報伝達	36
(5) 避難誘導について	37
(6) 施設の整備について	39
(7) 計画の提出	39
4. 2. 避難確保計画の実効性向上	40
(1) 避難訓練による実効性向上	40
(2) 計画内容の精査	41
4. 3. 今後の課題	42
5. 避難所等における要支援者への対応	43
5. 1. 水害に対応した福祉避難所の設置	43
5. 2. 要支援者における福祉避難所の活用	45
(1) 福祉避難所を避難先として検討する際の考え方	45
(2) 福祉避難所への避難	45
(3) 要支援者を受け入れるための配慮	45
5. 3. 今後の課題	46
6. 要支援者の避難における自助・共助・公助	47
6. 1. 避難支援の基本的な考え方	47
(1) 自助としてできること	47
(2) 共助として支援できること	48
(3) 公助として区が実施すべきこと	49
(4) 避難支援等関係者などの安全確保の措置	50
6. 2. 避難行動要支援者等への情報伝達	51
(1) 水害発生時の避難情報	51
(2) 避難行動要支援者への情報伝達	51
(3) 今後の課題	52
7. さらなる避難支援の取組み	53
(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施	53
(2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成	53
(3) 要支援者支援における DX の推進	53
(4) 復旧・復興期における要支援者の支援	54
(5) 支援計画の検証と見直し	54

1. はじめに

1.1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的

平成 23 年の東日本大震災では、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であった。一方で、消防職員・消防団員や民生委員などの支援者においても多数の犠牲が生じた。これらの教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）の作成が区市町村の義務となっており、北区においても作成されている。

また、近年の令和元年台風第 19 号や令和 2 年 7 月豪雨においても、多くの高齢者や障害者が犠牲となったことを受けて、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務となっている。

北区は、東側半分が低地部であり、約 20 万人が居住している。近年全国で甚大な水害被害が多発していることや、令和元年東日本台風（台風第 19 号）での荒川の水位上昇等の状況を踏まえると、北区でも大規模水害が発生するリスクが十分にある。荒川氾濫を想定したハザードマップ（図 1）を確認すると、東側の低地部が大きな浸水深となっており、他の河川の氾濫と比較しても、最も甚大な被害が想定されている。

そこで、「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 2 年 3 月）（以下、「基本方針」という。）を作成し、北区で起こりうる大規模水害の際の避難行動時のルールについて、区民と行政で共通認識を図る計画として公表した。北区住民を身体の特徴や状態により区分し、それぞれのグループごとの課題や避難行動及び行政の支援方法の方向性を定めている。

基本方針では、できるだけ遠くの高台への避難を方針として掲げているが、区民の中には自力での高台避難が困難な方が存在する。そこで、この「北区大規模水害避難行動支援計画」（令和 4 年 10 月）（以下、「支援計画」という。）では、大規模水害時の避難に関して、要支援者等に対して必要な支援等を整理することにより、住民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指していく。

図 1 荒川氾濫した場合を想定したハザードマップ（令和 4 年 4 月）

1.2. 支援計画の位置づけ

災害対策基本法の改正等を受け、区市町村が要支援者支援に関する事務等を行う際の参考となる考え方を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、令和3年5月改定）に示しており、国を挙げて要支援者に対する防災体制の強化を進めている段階である。

上記を踏まえ、地域防災計画や基本方針に基づき、要支援者や要配慮者利用施設利用者といった避難支援の受け手側と、避難支援等関係者や福祉関係者、地域住民、行政関係者等といった避難支援の提供者側に対して、大規模水害時の避難支援に関する考え方等を示す計画とした。この支援計画は、地域防災計画や避難行動要支援者名簿のように法律等で作成が義務付けられているものではないが、「誰ひとり取り残されない避難」の実現に向けて作成したものである。

この支援計画の内容等を踏まえ、要支援者を含む要配慮者の避難に関する個別的就具体的な計画等（個別避難計画や避難確保計画など）の作成を促進し、避難の実効性を向上させることが必要である。

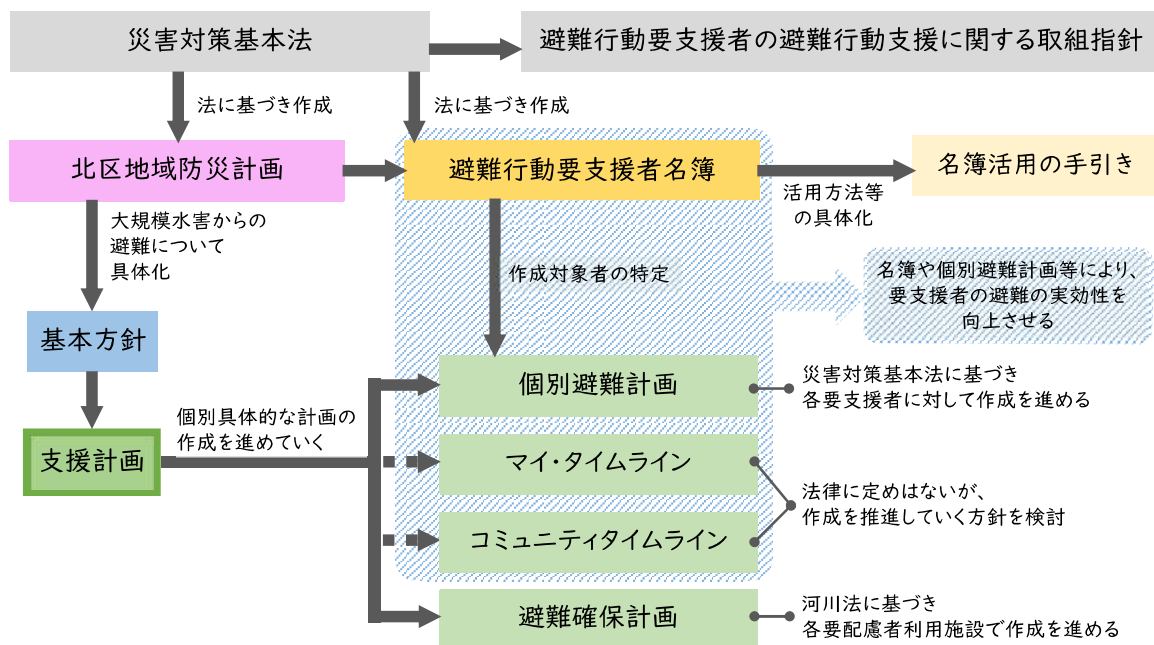


図 2 支援計画および要支援者の関連計画等の位置づけ

なお、支援計画は、平常時から大規模水害発生後数日～数週間（地域の浸水が概ね引く頃まで）を適用範囲とする。避難情報が解除された場合や、地域の浸水が引いた場合は、自宅が居住可能な範囲の被害であれば帰宅できる。しかし、自宅が大きな浸水被害を受けている場合は、避難所生活が長期化することや仮設住宅等への移転が考えられ、支援計画に記載されている考え方のみでは対応が困難な場合が生じると想定される。

一般的に、大規模水害は出水期（6月～10月頃）に発生しやすいことが想定される。そのため、出水期ではない平常時に、水害への備えをしておくことが大変重要である。

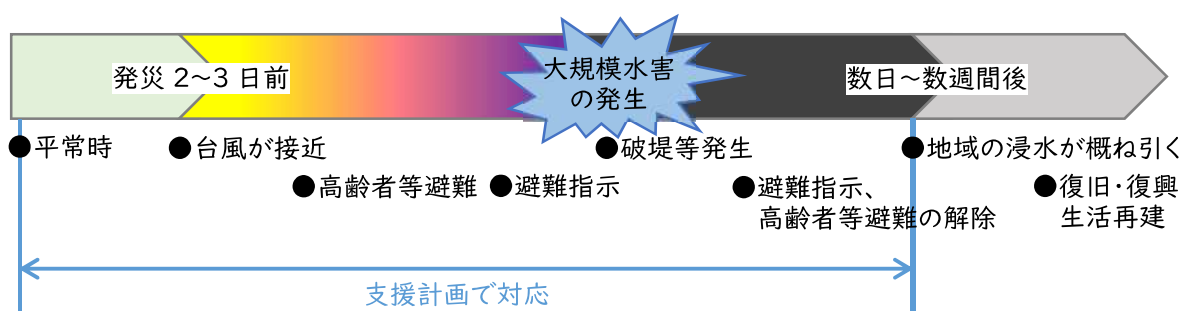


図 3 支援計画の適用範囲

1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方

支援計画で要支援者の避難支援を検討する以前に、区民が大規模水害時に取りべき基本的な避難行動の在り方等を示すものとして、基本方針を策定している。内容は、以下に示す5つの方針であり、区民への普及促進を図っている。

基本方針1. 自立して避難しましょう。

- ①水害が起こりそうなときに自分自身がとるべき行動を整理した計画表を事前に作りましょう。計画表を作るときは、自分の家族や身近にいる頼れる人と一緒に考えることが大切です。
- ②自分の家族構成や家族の心身の状態、生活環境は自分がいちばんよく知っているはずで、自分や家族を安全に避難させるための、「自分自身の逃げ方」を考えましょう。また、ペットの避難についても考えておきましょう。
- ③いつ避難すべきかを判断するための情報を入手する手段を知りましょう。

基本方針2. 災害を知りましょう

- ①想定できる最大の災害を考えて避難行動を計画しましょう。
- ②荒川が氾濫する可能性が高まるのはこういったときなのか知りましょう。
- ③台風が発生・接近してから荒川が氾濫してしまうまでの間にどのような被害が起きそうなのか、どの地域に逃げれば安全なのかを把握しましょう。

基本方針3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと逃げましょう。

- ①浸水のおそれのある低地にいる場合は、自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。
- ②マンションなどの上階への避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外は行わないようにしましょう。
- ③避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

基本方針 4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。

- ①水害による避難者の中には、徒歩での移動が困難で、自動車がないと避難できない人がいます。自動車が本当に必要な人のために、健康な方は、できるかぎり徒歩での避難をお願いします。
- ②多くの区民が一斉に自動車で避難すると、狭い道路や橋で交通渋滞が起こり、逃げ切れない人が出てくる可能性があります。
- ③高台まで避難できたとしても、駐車できるスペースには限りがあります。自動車を使用して避難する場合は、避難準備情報の発令よりも前に移動を開始し、できるだけ区外に避難してください。

基本方針 5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

- ①浸水が想定される地域に、誰ひとり取り残されないようにするための第一歩として、まずは自力や家族の手助けだけでは避難することが難しい人がいることを知しましょう。
 - ②自力で避難することができる人は、自主的に広域へと避難しましょう。そのとき、周りに避難できずに困っている人がいないかを気遣い、可能な限り避難に協力しましょう。
- また、自力での避難が困難な人は、いざというときに助け合えるように、日頃から隣近所とのコミュニケーションを取っておきましょう。

北区からの宣言

北区は全庁をあげて支援を行います。

1.4. 支援計画の対象者の範囲

令和4年1月時点の住民基本台帳によると、北区における高齢化比率（人口に対して65歳以上の高齢者の占める割合）は、約24.6%で東京23区の中でも3番目に高い数値となっており、今後も高齢化の進行は懸念されるところである。

北区では、高齢者や障害者を含む、発災前の備えや発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を要配慮者と定義している。こうした要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者を避難行動要支援者と定義している。具体的には区が定める要件により、名簿の登録対象となる者とする。

一方、平常時から避難行動要支援者の所在を把握し、発災時には声掛け等の避難支援を行う「避難支援者」とともに、地域が一体となって支援活動が行えるよう、自主防災組織等の「避難支援等関係者」と連携し、避難誘導や安否確認等の支援体制を強化していく必要がある。

(1) 被支援者側の対象者

① 要支援者

北区における要支援者（避難行動要支援者）は、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者である。名簿の登録対象者の範囲は、P.11「2.1(2)名簿の登録要件」に記載している。

この支援計画は、荒川の氾濫等の大規模水害を想定した計画であるため、浸水想定区域内に居住する要支援者を対象とする。

② 要配慮者利用施設の入所者

北区では、水防法に基づき、低地部に位置する浸水想定区域内の高齢者・障害者・児童福祉施設等を、要配慮者利用施設として地域防災計画に指定している。

要配慮者利用施設の入所者は、避難行動要支援者名簿の登録対象とはなっていないが、施設管理者等が作成する避難確保計画により大規模水害から避難できるよう、この支援計画にて考え方等を整理している。

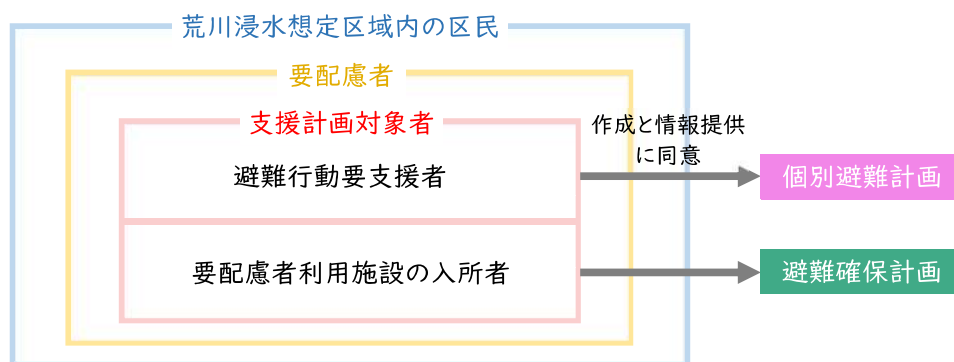


図4 被支援者側の支援計画対象範囲

(2) 支援者側の対象者

① 避難支援等関係者

北区地域防災計画では、「避難支援等関係者」(※)について、下記の通り定めている。避難行動要支援者名簿を提供しているため、平常時および災害時の名簿に基づく声掛け等の支援実施を実施する。

- 警察署
- 消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織(町会・自治会)
- 高齢者あんしんセンター

※避難支援等関係者とは：

地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(災害対策基本法第49条の11第2項より)

② 避難支援者

区が期待する、発災または発災の恐れがある際に個別避難計画等に基づく避難支援を行う避難支援者は、以下を想定している。

- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織(町会・自治会)
- 高齢者あんしんセンター
- 避難行動要支援者の親族
- 避難行動要支援者に福祉や医療サービスを提供する者
- その他、避難行動を支援できる者

③ 要配慮者利用施設の管理者や職員

地域防災計画に指定された要配慮者利用施設の施設管理者等は、避難確保計画を作成し、訓練を実施することで、洪水時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保しなければならない。

この支援計画においては、避難確保計画の作成や訓練の実施に関して、考え方を整理している。

1.5. 支援計画を活用した避難行動要支援者等の支援

支援計画には、避難行動要支援者に対する避難行動要支援者名簿や個別避難計画、その他避難に関する計画等の作成と活用に関する考え方や、避難支援の考え方等を整理している。

支援計画を活用した各避難行動要支援者の避難に関する計画作成や、支援等の実施イメージについて図 5 に示す。

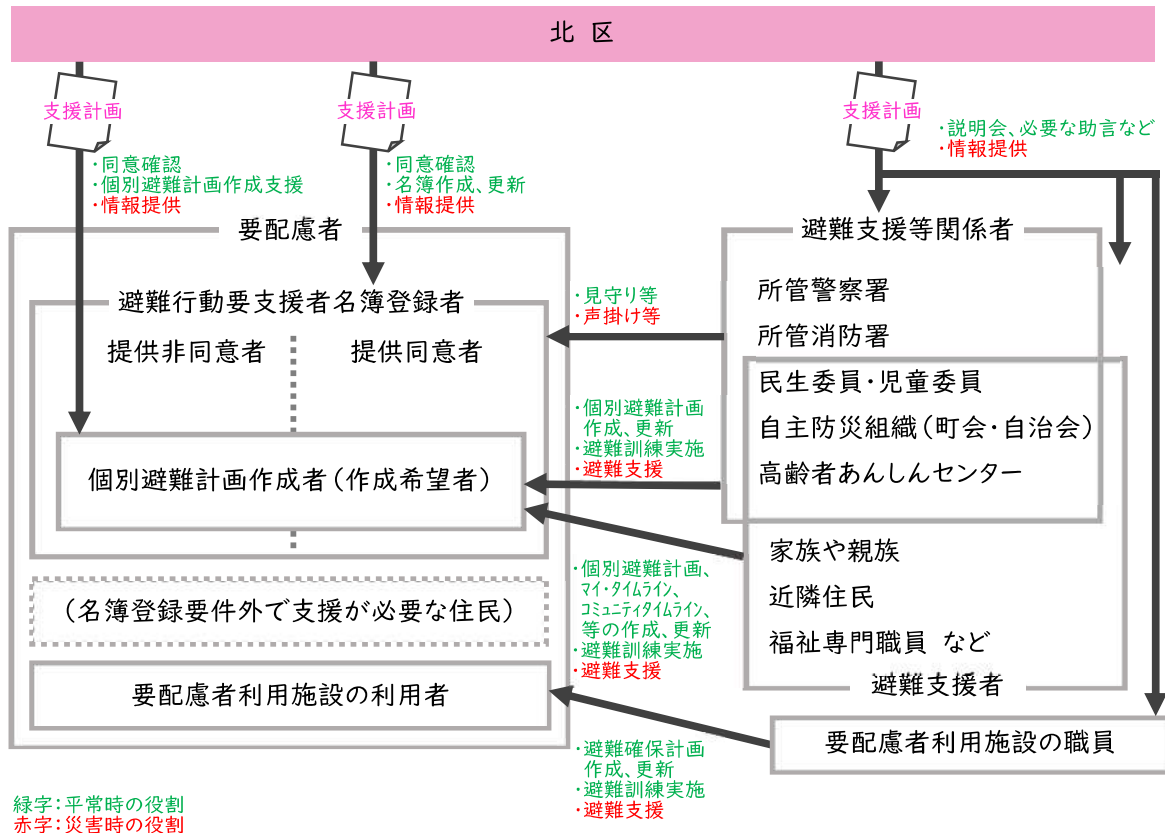


図 5 支援計画を活用した要支援者支援のイメージ

2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について

平成 23 年の東日本大震災を受け、平成 25 年の災害対策基本法改正において、災害発生時に自身の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成を区市町村の義務とした。

北区では、平成 29 年度から「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供している。

名簿は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものである。台風のように、その原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでに一定の時間的猶予がある場合は、発生の恐れがある段階で名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を安全な場所まで避難させることが重要となる。

今後は、名簿情報を基礎として、要支援者に対する個別避難計画の作成を順次進めることとしている。しかし、個別避難計画作成の同意が得られない場合や、作成途中などの理由で、個別避難計画が未作成な状態で災害に見舞われる可能性がある。そのような場合における避難支援についても、名簿を活用するよう努める。

2.1. 避難行動要支援者名簿の作成

名簿の概要については、「北区避難行動要支援者名簿活用の手引き」（以下、「名簿活用の手引き」という。）に記載している。

(1) 名簿の種類

名簿には平常時の名簿と、災害時の名簿の 2 種類が存在する。

- 平常時の名簿

避難行動要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿。平常時に、避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）（※）、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター〕に提供している。

- 災害時の名簿

名簿情報の提供に同意いただけていない要支援者の方も含んだ名簿。平常時は区が毎月データを更新し保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避難支援等関係者に提供できる。

※避難支援等関係者のうち、自主防災組織（町会・自治会）については、現状では希望した町会・自治会にのみ平常時の名簿を提供している。

(2) 名簿の登録要件

区では、名簿の登録要件を以下の通り定めている。

①区が指定する登録者

(以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。)

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、 名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは
75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、名簿の登録対象者から除く。なお、要配慮者利用施設の入所者は、施設で作成する避難確保計画の対象者として、避難の確保を図ることとしている。

(3) 名簿の記載事項

名簿には、次の事項を掲載する。

北区避難行動要支援者名簿 〇〇町会

【登録者本人データ】

【緊急連絡先】

No. 1	氏名	〇〇 〇〇 (女)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	父
	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	〇〇	電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
	身体障害	〇 愛の手帳 〇 精神手帳 〇	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	〇〇	FAX	
	要介護・要支援	〇 要介護 〇 要支援 〇	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	〇〇	FAX	
同意する	特記事項	〇			氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人
	特記事項	〇			電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
	特記事項	〇			電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
	特記事項	〇			電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
No. 2	氏名	〇〇 〇〇 (男)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人
	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	〇〇	電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
	身体障害	〇 愛の手帳 〇 精神手帳 〇	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	〇〇	FAX	
	要介護・要支援	〇 要介護 〇 要支援 〇	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	〇〇	FAX	
同意する	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)			氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人
	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)			電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)			電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	
	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)			電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	FAX	

【各項目の概要】

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 特記事項（車イスや白杖を使用しているなどの情報）

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の情報は、転入・転出・死亡等により、常に変化するものであるため、月に一度、データ上での更新を実施している。

(5) 名簿の適正な管理

① 区の実施事項

区は、避難行動要支援者の個人情報に適正に管理する必要がある。情報漏えい防止措置として、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

また、避難支援等関係者が名簿を受領した際には、受領書を区へ提出することとしている。その際、前年度に配布した名簿は回収する。なお、原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。

② 避難支援等関係者の実施事項

名簿情報が共有されている避難支援等関係者には、個人情報保護法に沿った名簿の取り扱いが求められる。具体的な運用については、名簿活用の手引に以下の通り定めている。

- 使用目的の範囲内で使用する
- 名簿を複製しない
- 原則、第三者に提供しない
- 許可されている人だけが取り扱えるようにする
- 家族の目に触れないように保管する
- 紛失防止を徹底する（紛失したらすぐに防災・危機管理課に報告する）

2.2. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 平常時における名簿の活用

災害発生時等において円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくよう、平常時の名簿は、年一回避難支援等関係者に提供されている。

避難支援等関係者ごとの活用方法について、表 1 に示す内容を基本として、区は避難支援等関係者に対して平常時から名簿情報の活用を促す。

表 1 避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（平常時）

平常時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自主防災組織 (町会・自治会)	民生委員・ 児童委員	高齢者あんしん センター
地域の要支援者の把握	○	○	○	○	○
顔の見える関係づくり			○	○	○
ハザードマップを用いた災害リスクの確認			○	○	○
水害時の避難について事前の話し合い			○	○	○
避難時に持っていくもの等の準備を促進			○	○	○
避難計画（個別避難計画やマイ・タイムライン） の作成について周知・協力			○	○	○
地域の防災訓練への参加の呼びかけ			○	○	○

(2) 災害時における名簿の活用

災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供できる。

避難支援等関係者ごとの活用方法について、表 2 に示す内容を基本として、水害発生のおそれ段階から水害時に名簿情報を活用する。

表 2 避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（水害発生のおそれ～水害時）

水害発生のおそれ～水害時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自主防災組織 (町会・自治会)	民生委員・ 児童委員	高齢者あんしん センター
災害時名簿の受領	○	○	○	○	○
気象情報や避難情報の伝達			○	○	○
声掛けにより避難を促す	○	○	○	○	○
支援ニーズを確認する			○	○	○
可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認			○	○	○
避難先での見守り			○	○	○

2.3. 名簿の作成と活用に係る取組み

区は、避難行動要支援者名簿の作成と活用について、北区ホームページへの情報掲載や、チラシの作成および配布による広報を実施している。

現状の区の登録要件では、希望により名簿登録が可能な要件が存在するため、名簿の制度について住民に広く周知し、避難に支援が必要な住民が漏れなく名簿に登録されることが重要である。

2.4. 今後の課題

大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿の作成や活用に係る、今後の課題を表 3 に整理する。

表 3 避難行動要支援者名簿の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
名簿の作成	・現状の名簿登録要件に該当しない場合や、名簿制度の理解不足等により希望登録をしていないなどの理由で、名簿登録されていないが避難支援が必要な住民が存在する可能性がある。 ・登録要件の見直しの検討や、家族や地域、福祉関係者等の身近な人から水害の危険性や名簿制度の周知を図り、希望登録と避難行動要支援者への情報提供の同意を促進することができるような運用の検討が必要である。 ・高齢者単身世帯等の中には、家族・地域社会との交流が客観的に著しく乏しい状態である「社会的孤立」に陥るリスクが高い。加えて、介護保険や生活保護といった行政サービスを利用していない住民を行政が把握することは困難である。しかし、社会的孤立者の中にも避難行動要支援者が存在する可能性がある。 ・社会的孤立者についても、周囲からの見守り活動の中で、避難行動に支援を要すると判断された場合、名簿制度の周知と登録促進ができるような運用の検討が必要である。
名簿の活用	・避難支援等関係者に対して、名簿の活用方法についての理解促進を継続的に図っていく必要がある。 ・希望する町会・自治会にのみ提供している平常時の名簿について、全ての町会・自治会に対して提供して運用する方針とすべきか、町会・自治会の実情等も踏まえながら今後検討する。 ・災害時の名簿の提供方法が定まっていない。 ・特に、個別避難計画を作成しない／作成途中などで個別避難計画が存在せず、災害時名簿のみに記載されている要支援者への支援ができるよう、災害時名簿の運用方法についての検討が必要である。 ・名簿の作成および更新から名簿の活用まで、全般に関してデジタル化を推進し、区および避難支援等関係者における運用しやすさの向上を図る必要がある。
名簿制度等の周知	・名簿制度の内容等については、区が実施している広報のほか、周囲にいる身近な者から周知することで、理解促進を図ることが有効と考えられる。区が指定する要件に該当しないが避難行

分類	今後の課題
	動に支援が必要（希望登録が望ましい）な方への名簿制度の説明、平常時の情報提供に同意していない方へ同意の重要性の説明、以前に名簿登録を断った方への継続的な声掛け等を、身近な者（家族、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス等提供者など）から実施する仕組みが必要である。
	・要支援者や要支援者になりうる方の身近な者（家族、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉や医療サービス提供者など）に対して、名簿登録および平常時の情報提供の同意の意義と重要性、あわせて個別避難計画作成による避難支援等について、説明会の開催や資料提供等で理解促進を図っていく。

3. 大規模水害を想定した個別避難計画について

令和元年東日本台風（台風第 19 号）等による災害を受け、中央防災会議のワーキンググループ等で、高齢者等の避難の在り方について議論が行われ、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）が取りまとめられた。これにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を区市町村の努力義務とした。

個別避難計画は、避難行動要支援者について「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成されるものである。今後は、個別避難計画を用いることで、あらかじめ決めた避難支援者による避難支援を行うなど、従来の避難行動要支援者名簿を活用した支援より避難の実効性を高めていくことが重要である。

3.1. 個別避難計画に係る全体方針

要支援者に対して個別避難計画の作成を進めるにあたり、計画の作成から提供や見直しまでの全体像について、図 6 に示すフロー図にて手順等を整理した。この取組みは、複数年に渡って実施していく必要があるため、想定されるスケジュールを表 4 に示す。

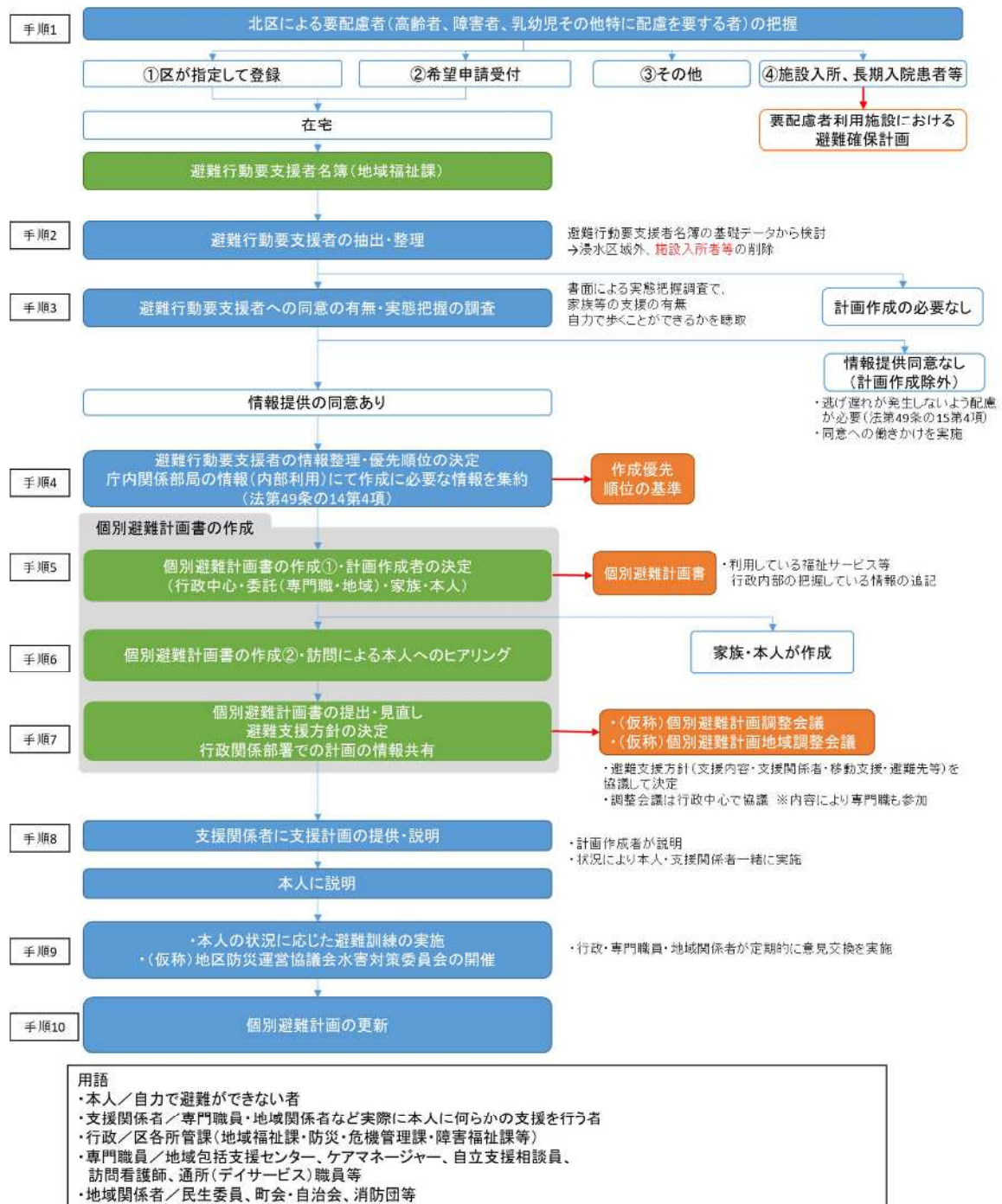


図 6 個別避難計画作成・活用フロー

表 4 個別避難計画作成の年間スケジュール

No	項目	個別避難計画の作成・活用フロー手順	主体	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度以降	
				後期	前期	後期	前期	後期
1	要配慮者の把握、避難行動要支援者の抽出・整理	手順 1・2	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)					
2	避難行動要支援者への同意の有無・実態把握の調査	手順 3	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)					
3	避難行動要支援者の情報整理・優先順位の決定	手順 4	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)					
4	計画作成者への説明・研修 (福祉・医療関係者等)	—	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)					
5	計画作成者への説明・研修 (自主防災組織・地区住民等)	—	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)					
6	個別避難計画の作成 【優先度 A】	手順 5~8	行政職員 (協力:福祉専門職)					
7	個別避難計画の作成 【優先度 B】		福祉専門職 (協力:行政職員、支援サービス提供者)					
8	避難支援者に支援計画の提供・説明 本人への説明		計画作成者					
9	マイ・タイムラインを作成(地域と一緒に) 【優先度 C・D】	—	支援サービス提供者、 町会・自治会・民生・児童委員					
10	個別避難計画の見直し	手順 10	計画作成者					
11	個別避難計画作成対象者の見直し	—	※No1~3 と同様					
12	新規計画作成者への説明・研修	—	※No4~5 と同様					
13	新規対象者の個別避難計画の作成 【優先度 A・B】	—	※No6~9 と同様					

3.2. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の対象

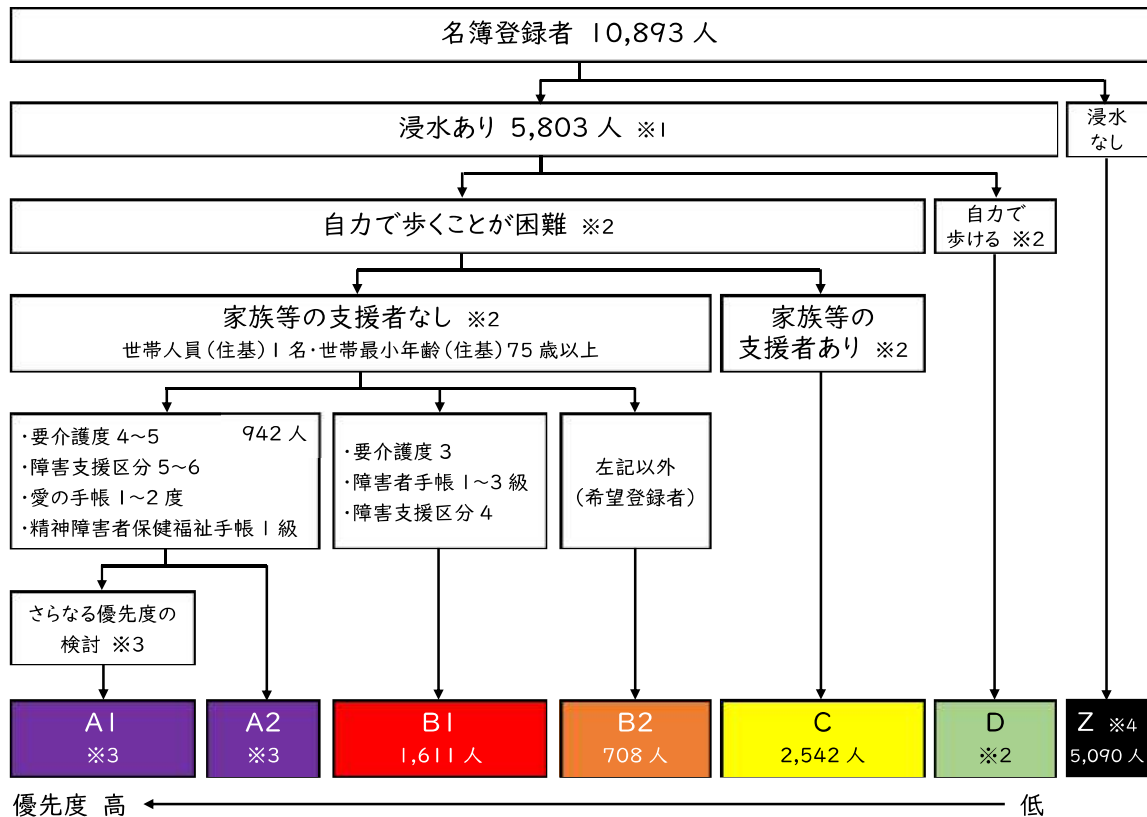
浸水想定区域内に居住する全ての名簿登録者について、個別避難計画作成および情報提供の同意を確認し、両方の同意を得た方を個別避難計画作成の対象とする。

(2) 個別避難計画作成の優先度

① 優先度の考え方

なるべく早期に個別避難計画の作成を進めるためには、地域のハザードの状況や、要支援者の状況や必要な支援の程度により、要支援者の中における優先度を整理し、優先度が高い者から個別避難計画の作成を進める方針とする。

北区の要支援者における優先度の考え方は、図 7 に示す。



※1 手順 2 の段階で行政内部データにより分類

※2 手順 3 の段階で実態把握調査により分類

※3 優先度 A の人数が多い場合が想定されるため、優先度を細分化する

(検討案)・人工呼吸器使用者等、特別な医療行為を必要とする者

・家屋倒壊等氾濫想定区域に居住

・浸水継続時間が 2 週間以上

※4 避難行動要支援者ではあるが、この支援計画における個別避難計画の作成対象者からは除外する

図 7 個別避難計画作成の優先度の考え方

② 優先度ごとの個別避難計画作成方針

図 7 の優先度に該当する要支援者の特徴および個別避難計画の作成方針について、表 5 に示す。

表 5 優先度ごとの計画作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、通常の避難所以外の避難先（福祉避難所や関係している医療機関等）も検討する。
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動支援について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・通常の避難所への避難を検討する。難しい場合は、避難先（福祉避難所等）についても検討する。
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 A 及び B1 に該当しない方（手あげ登録者）。	・ヒアリング内容によって計画作成方針を決定する。
C	浸水あり・自力歩行不可・家族等の支援者あり。	・地域で一緒にマイ・タイムラインを作成する。
D	浸水あり・自力歩行可能。	

③ 優先度ごとの個別避難計画作成担当者

個別避難計画作成の優先度に応じて、個別避難計画作成への支援を行う担当者は異なることが想定される。

個別避難計画作成の優先度が高いほど、介護や障害等の度合いが重いため、行政職員や福祉専門職員、医療関係者等による計画作成支援がより重要となる。

上記を踏まえ、個別避難計画作成の優先度ごとに、計画作成担当者となりうる可能性のある者の考え方について、表 6 に示す。なお、表 6 に示す計画作成者でなくとも、要支援者の状況と必要な避難行動等を理解し、要支援者とともに計画を作成できる者であれば問題ない。

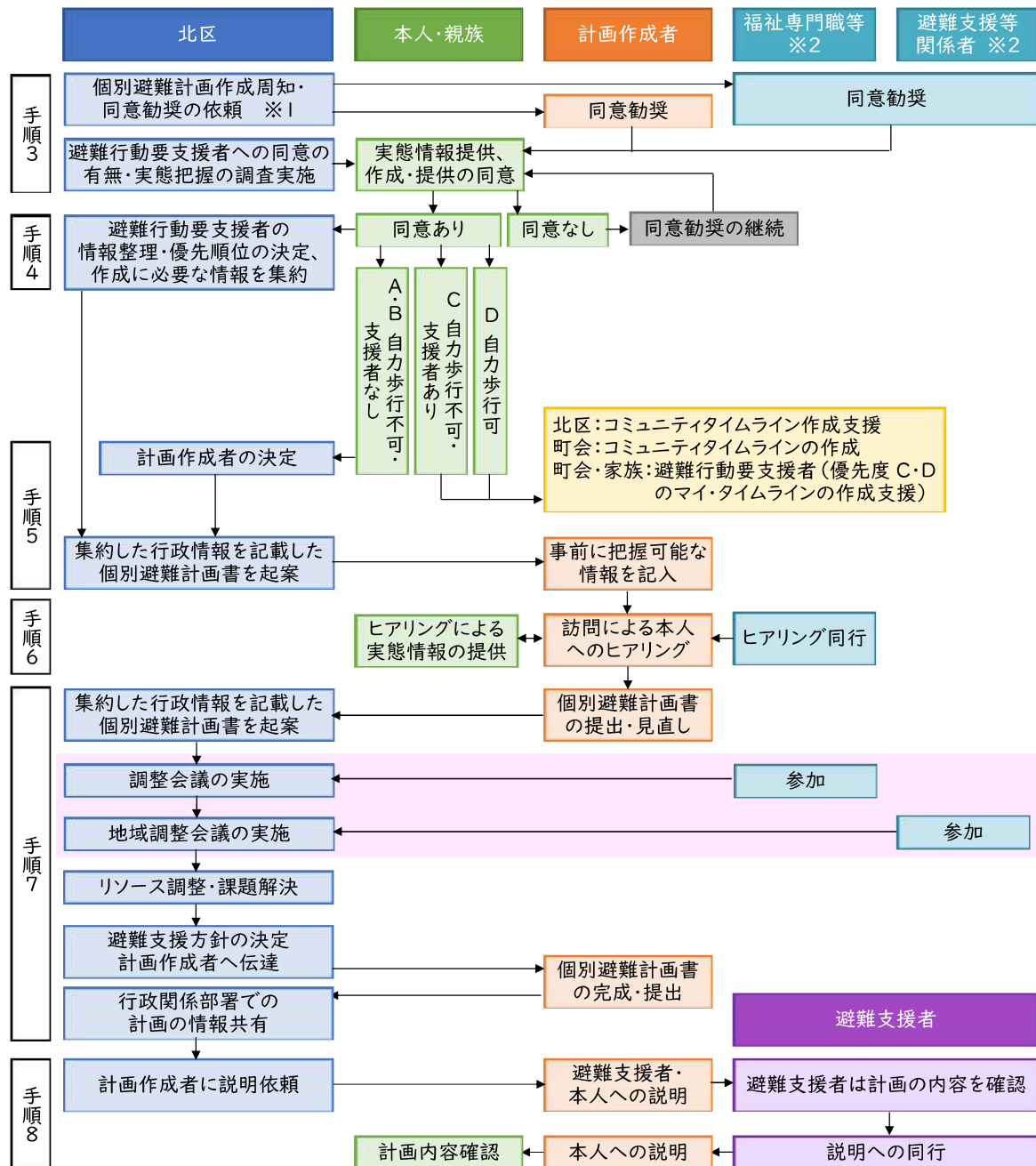
表 6 優先度ごとの計画作成担当者

		行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者				要支援者	
			居宅介護支援事業所 【ケアマネジャー】	相談支援事業所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生児童委員	警察署、消防署	家族	要支援者本人
計画作成者	優先度A	高	中	中	低	低	低	中	低						
	優先度B	中	高	高	中	中	中	中	低	低					
	優先度C		中	中	高	高	高	低	低	中	低	低		低	
	優先度D		低	低	中	中	中	低	低	中	高	高		中	中

【計画作成者のランク】
高・中・低 ⇒ 計画作成者となりうる可能性を示す

(3) 個別避難計画書の作成方法

個別避難計画作成書の作成について、図 6 の手順 3～8 の詳細な流れを、図 8 に示す。



※1:福祉専門職等、避難支援等関係者へ幅広く周知
 ※2:計画作成者や避難支援者を兼ねる場合も想定される

図 8 個別避難計画書の作成の流れ

- ① 避難行動要支援者への同意の有無・実態把握の調査実施（図 6 手順 3）
- ・ 支援計画の対象者に対して、以下の項目に関する調査を実施する。
 - 個別避難計画作成の同意の可否
 - 個別避難計画の情報提供同意の可否
 - 最寄りの高台の避難所まで自力歩行可能の可否
 - 避難支援者の有無
 - ・ なお、調査実施時には、個別避難計画の必要性をわかりやすく伝えるとともに、できる限り多くの対象者に作成及び情報提供の同意を得るため、調査実施前に、福祉専門職、避難支援等関係者への周知を行い、同意勧奨の協力を依頼する。
 - ・ 同意が得られない場合は、計画作成の除外となるが、個別避難計画の作成・情報提供の同意が得られるよう、同意勧奨を継続するとともに、逃げ遅れが発生しないよう、避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導を実施するなど、必要な配慮を行う。（災害対策基本法第 49 条の 14 第 4 項）
- ② 避難行動要支援者の情報整理・優先順位の決定作成に必要な情報を集約（図 6 手順 4）
- ・ 実態把握の調査実施の結果より、同意が得られた方の情報を集約し、優先順位を決定する。
 - ・ 基本的な考え方は図 7 を基本として、必要に応じて、専門職・地域関係者からヒアリングを踏まえて、決定する。
 - ・ 優先度 C または D と決定された方については、当面は、町会や家族の支援に基づきマイ・タイムラインの作成をもって、個別避難計画を代替する。
 - ・ 区は、町会を中心としたコミュニティタイムライン作成を支援する。
 - ・ 優先度 A または B と決定された方について、次の手順を実施する。
- ③ 計画作成者の決定（図 6 手順 5）
- ・ 優先度に応じて、区が中心となり、計画作成者と調整のうえを決定する。
 - ・ 区が個別避難計画書を起案し、行政が把握している情報等を集約したうえで、作成者に共有する。計画作成者は、事前に把握できる情報を記入しておく。
- ④ 訪問による本人へのヒアリング（図 6 手順 6）
- ・ 要支援者と具体的な訪問日を調整する。要支援者を訪問し、計画作成の趣旨等を説明したうえで、フォーマットにそって聞き取り調査を行う。
 - ・ 優先度 A の場合、必要に応じて、福祉専門職もヒアリングに同行する。
- ⑤ 個別避難計画書の提出・見直し（図 6 手順 7）
- ・ 計画作成者は、個別避難計画書を区の担当者へ提出する。必要に応じて見直しを行う。

⑥ 避難支援方針の決定（図 6 手順 7）

区は、計画作成者より提出された個別避難計画書を集約し、課題を整理した上で、調整会議・地域調整会議にて、リソース調整・課題解決を行い、避難支援方針を決定する。決定した内容を個別に計画作成者に伝達する。

計画作成者は、決定した避難方針等を個別避難計画書にとりまとめて完成させ、区へ提出する。

・（仮称）個別避難計画調整会議

区の庁内の関係部署が中心となり、必要に応じて福祉専門職を交えて、定期的に調整会議を実施する。

個別避難計画調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画書に基づいて、支援内容、避難支援者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

実効性のある避難支援方針を決定するため、調整会議実施前に、作成担当者から提出された個別避難計画について、支援ニーズや避難先、移動手段等の集約を図り、不足するリソースや課題などを整理する。

・（仮称）個別避難計画地域調整会議

区内の調整会議では、避難支援方針の調整が困難な場合は、区と地域の避難支援等関係者を交えて、地域調整会議を実施する。

個別避難計画地域調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画書を地域単位で集約し、支援内容、避難支援者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

⑦ 行政関係部署での計画の情報共有（図 6 手順 7）

- ・調整会議の結果を踏まえて、計画作成者が作成した個別避難計画を、行政関係部署で情報共有する。

※図 6 手順 7 までは個別避難計画を作成した後は、地域ごとに（仮称）地区防災運営協議会水害対策委員会（図 6 手順 9）を開催し、区、避難支援等関係者、福祉関係者等による情報共有の場を設ける。そこで、要支援者の状況変化に伴う計画の更新状況や、訓練の実施状況、名簿登録者ではないが要支援者に該当しそうな住民の情報などについて、関係者で共有する。

⑧ 支援計画者・本人への説明（図 6 手順 8）

- ・計画作成者は、完成した個別避難計画に基づき、避難支援者及び本人へ説明を行う。状況により、本人・避難支援者一同に説明を行う。

(4) 個別避難計画書の記載事項と考え方

① 個別避難計画書

個別避難計画書の内容は、以下の通りである。なお、個別避難計画書のひな形は巻末資料に示す。

- 本人データ
 - ・氏名、年齢、性別、住所などの基本情報
 - ・該当する名簿登録要件
 - ・利用中の福祉サービス
- 支援に必要な情報
 - ・身体的な留意事項
 - ・情報入手に関する留意事項
 - ・避難タイミングの判断に関する留意事項
 - ・避難準備に関する留意事項
 - ・移動に関する留意事項
 - ・避難先での生活に関する留意事項
- 避難支援方針
 - ・事前の連絡の担当や連絡手段
 - ・避難先や避難手段
- 避難支援者一覧
 - ・支援項目ごとの避難支援者
- 計画の見直し状況
 - ・計画を見直した日付、記入者、見直した内容

② 避難支援者の設定の考え方

本人からの聞き取り内容から想定される避難支援ニーズ、想定される避難場所、移動手段の条件に基づき、声掛け支援、避難準備支援、移動支援（同行含む）についてそれぞれ避難支援者を決定する。

区が最も推奨する避難方針は高台への避難であり、区が開設する避難場所の他に、縁故避難や宿泊施設等への避難も考えられる。縁故避難においては、家族や親族等を支援者とすることを基本として検討する。

家族や親族の支援が受けられない場合、家族や親族だけでは避難が困難な場合は、個別避難計画調整会議や地域調整会議において、福祉専門職・支援サービス提供者・医療関係者・避難等支援等関係者などと調整して、支援者・支援機関を決定する。

なお、支援の実効性向上のため、基本的に主として支援を担う支援者・支援機関のほか、複数の支援者・支援機関の候補を検討する。

ただし、個別避難計画で避難支援者となった者は、要支援者の支援に関して法的な責任や義務を負うものではなく、避難支援者自身の安全確保が第一である。

（P. 50 「6.1(4) 避難支援等関係者などの安全確保の措置」に詳述）

表 7 避難方法と避難支援者の設定イメージ

避難方法	避難支援者（案）
付添いがあれば徒歩での避難が可能	家族や親族
自家用車での避難が可能	
付添いがあれば徒歩での避難が可能（家族等による支援不可）	地域住民、福祉専門職、支援サービス提供者 など
付添いがあれば普通車での避難が可能（家族等による支援不可）	
車イスのまま乗ることができる福祉車両等での避難	福祉専門職、支援サービス提供者、医療サービス提供者 など
ストレッチャーが乗る車両での避難	

③ 避難支援の内容

要支援者の状態や家庭の状況等に応じて、必要な避難支援は異なる。個別避難計画を作成する際は、表 8 を参考に、当該要支援者に必要な支援内容を検討する。

表 8 避難支援者による支援内容（例）

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難場所開設情報や避難情報を伝達し、早期の避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。
避難先での支援	避難先に到着後、避難生活を送るにあたって必要な情報を避難先の運営者等と共有や引き継ぎを行う。 もしくは、個別避難計画の情報に基づき、避難先での避難生活を支援する。

④ 支援内容と役割分担

図 7 に示した個別避難計画作成の優先度ごとに、想定される身体的特徴と必要な支援項目、避難支援を担当する実施者の役割分担は、以下のように想定する。

表 9 優先度ごとの支援内容と役割分担

計画作成優先度の目安	想定される身体的状況の内容	福祉専門職		支援サービス提供者		医療関係者		避難支援等関係者			
		居宅介護支援事務所 【ケアマネジャー】	相談支援事務所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	障害福祉サービス提供事業者	訪問看護ステーション	ソーシャルワーカー	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生委員・児童委員	警察署・消防署
A1 (最優先)	特別な身体的ケア等が必要			声、準、移、避				声			
A1	車イスでの移動が不可、普通乗用車の乗車が不可	声、準、移		声、準、移、避				声			
A1～A2	車イス・普通乗用車での移動が不可	声、準、移α		声、準、移α、避				声	(声、準、移)		
B1	誰かの誘導があれば自力での移動が可							声	(声、準、移)	声、準	移
B1	声掛け支援と避難準備手伝いがあれば、単独での移動が可	声、準						声	(声)	声、準	
B2	声掛け支援だけあれば単独での移動が可							声	(声)	声	

【支援内容の凡例】
 声 ⇒ 声掛け支援
 準 ⇒ 避難準備手伝い支援
 移 ⇒ 移動同行支援
 移α ⇒ タクシー等に乗車するところを見届ける
 避 ⇒ 避難先での支援
 ピンク塗 ⇒ 避難・支援状況のとりまとめ

※支援者は、要支援者本人との関係性や、支援者が支援できるか検討したうえで決定する。
 ※高齢者あんしんセンターは、要支援者や地域の避難支援者も含めて避難に関する声掛け、連絡調整等の担当を担うことを想定する。

⑤ 避難行動や支援のタイミングの考え方

荒川氾濫が想定されるような台風が接近する際の、避難行動のタイミングや避難情報発令のタイミングについて、図 9 の通りタイムラインを示す。避難支援等関係者や避難支援者は、自身が支援する要支援者の状態や、避難先までの移動時間を考慮したうえで、気象情報や区が発表する避難情報等を参考にして避難行動の実施を判断する。

避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当）、令和 3 年 5 月）が示す 5 段階の警戒レベルに基づき、区は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報を発令する。また、区独自の取組みとして、警戒レベル 3 高齢者等避難より前に、要支援者や要配慮者利用施設入所者の早期避難を促す「要支援者避難開始」に関しての発表をすることとしている。

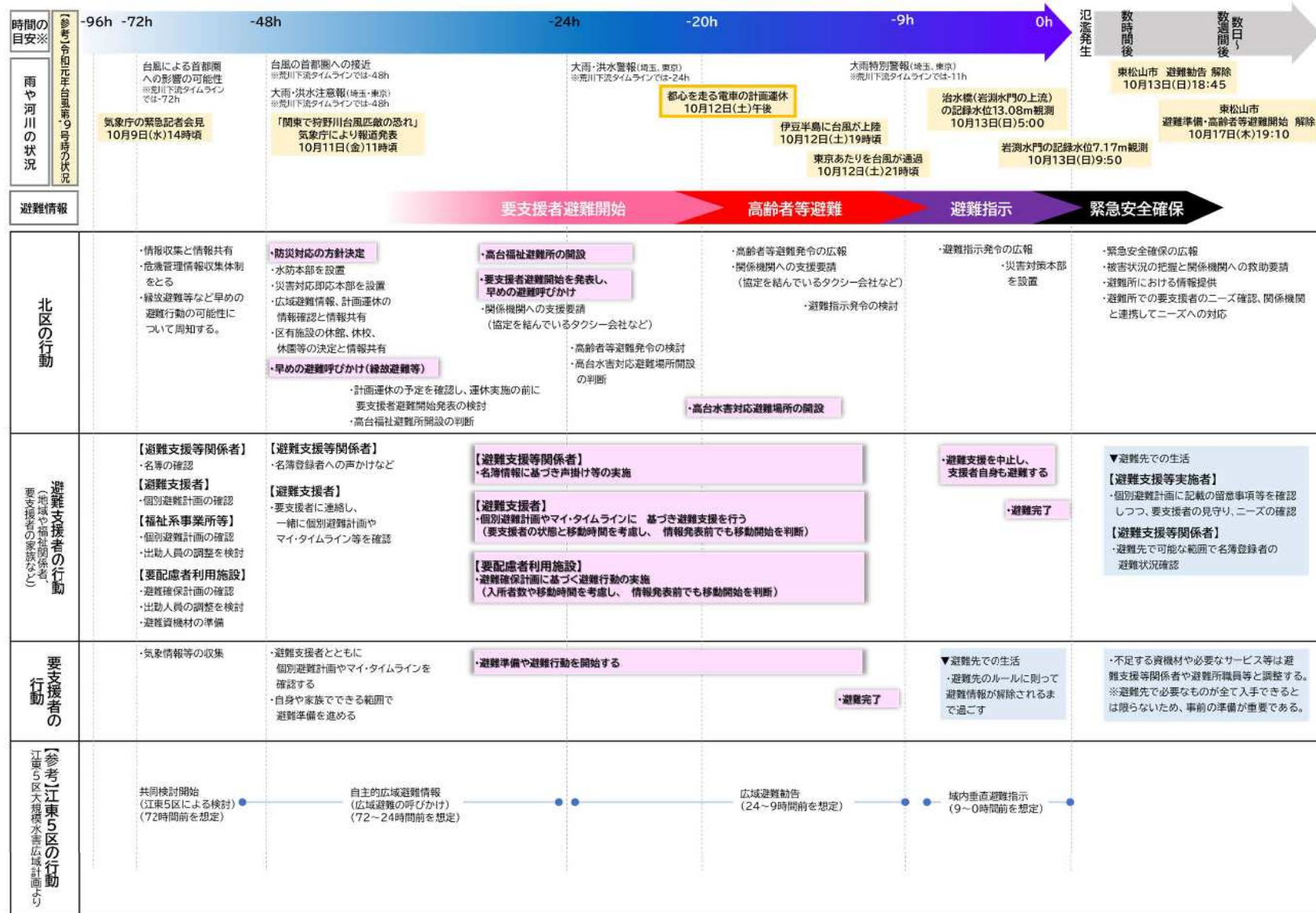


図 9 北区避難支援タイムライン

⑥ 移動支援の考え方

避難所等への移動に車両が必要な場合などは、個別避難計画を作成する際に移動手段の確保について検討する必要がある。移動手段の候補としては、以下のよう
な手段が考えられる。区は、発災時の輸送手段を調査し、円滑に活用するために、事業者等との協議を行い、運用の仕組みを構築する。

- 民間救急サービス
- 介護タクシー
- 通常のタクシー
- 福祉有償運送
- 福祉施設等の保有している車両

⑦ 避難先の考え方

北区では、基本方針に記載のとおり、「自宅にはとどまらず、できるだけ遠くの高台へ避難する」ことが基本的な考え方とし、水害時に開設される避難所を予め指定している。また、要配慮者の避難先として、福祉避難所を指定している。ただし、専門的な支援が可能な福祉避難所のスペースは限られているため、親戚知人宅・家族が確保したホテル等を優先とするなど、要支援者の状況に応じた避難先を設定するものとする。避難先の設定の考え方について、表 10 に示す。

要支援者の状況により、高台の避難先への移動ができない場合など、やむを得ない場合には自宅上階等への避難も考えられる。しかし、浸水しない居室があること、家屋倒壊等氾濫想定区域外であること、浸水継続時間が 7 日未満であること、などの条件を満たす必要がある。

なお、基本的な避難先として設定した避難先に避難できない状況が生じる可能性を考慮して、複数の避難先の候補を検討することが重要な考え方である。

表 10 避難先の設定の考え方

想定される避難先	備考
親戚知人宅・ホテル等(車中泊)	・家族や親戚知人等の支援を受けられる場合
福祉避難所(福祉避難室) ※高台の小中学校	・特別な配慮が必要ではなく、ご家族等による介助により避難生活が可能な方 ・他の避難者と居室を分けることで避難可能な方
福祉避難所(介護型)	・特別な配慮が必要な方 ・福祉避難室での避難生活が困難と想定される方(精神的に不安定、周囲への影響が大きい 等)
福祉避難所(通所型)	
福祉避難所(補完型:特別支援学校)	
医療機関	・医療的な対応が必要で、福祉避難所等での避難生活では危険が生じる可能性のある重度の方

(5) 個別避難計画の更新

平常時の見守りや訓練の実施などにより、要支援者の状態の変化や、個別避難計画に記載した避難先や誘導方法等に修正の必要が生じた場合は、要支援者および避難支援者で個別避難計画を見直す。計画を修正した場合は、要支援者および避難支援者双方で常に最新の計画を所持するとともに、区へ提出する。

(6) 個別避難計画の適正な管理

① 区の実施事項

区は、避難行動要支援者の個人情報を適正に管理する必要があることから、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

② 避難支援者の実施事項

個別避難計画が共有されている避難支援者には、個人情報保護法に沿った計画の取り扱いが求められる。具体的な運用については、以下の通り示す。

- 使用目的の範囲内で使用する
- 複製しない
- 原則、第三者に提供しない
- 許可されている人だけが取り扱えるようにする
- 家族の目に触れないように保管する
- 紛失防止を徹底する（紛失したらすぐに防災・危機管理課に報告をする）

3.3. 個別避難計画の活用

(1) 個別避難計画の共有

作成した個別避難計画は、区、要支援者自身、避難支援等関係者、個別避難計画に記載されている避難支援者で共有する。

印刷物での共有は最も基本的な方法である。実際の災害時に避難支援者が個別避難計画を持参できない状況を想定して、要支援者の自宅内における個別避難計画の保管場所は、避難支援者にも共有しておくことが望ましい。「救急医療情報キット」を冷蔵庫に入れている場合は、個別避難計画も一緒に保管しておき、避難支援者にその旨を伝えておくことも手段として考えられる。

印刷物での共有の他にバックアップとして、各関係者でスマートフォン・携帯電話で個別避難計画の内容の写真を撮影しておくことも考えられる。



図 10 救急医療情報キット（北区 HP より）

(2) 個別避難計画の活用

個別避難計画により、支援者に対して「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施する。

個別避難計画は、以下のような場面で活用する。（P. 28 「3.2(4)③避難支援の内容」に避難支援の内容について記載）

- 声掛け等による避難の情報伝達
- 避難準備や移動同行などの避難支援
- 避難先到着後の対応

3.4. 今後の課題

個別避難計画の作成や活用に係る今後の課題について、表 11 に整理する。

表 11 個別避難計画の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
個別避難計画の作成	・ 個別避難計画作成の重要性等の理解促進を図り、作成と情報提供の同意を促進する仕組みの検討が必要である。
	・ 車両による移動等が必要な要支援者に対して、民間救急サービスや介護タクシーの車両数が不足している可能性があり、必要数の概算と移動手段の確保が必要である。 ・ 区内の通所施設等で保有している車両等の活用ができるよう、福祉事業所間のネットワーク構築等の対応も検討する必要がある。
	・ 特に重症な要支援者が福祉避難所や病院等への避難ができるように、避難先のキャパシティと要支援者および同行者の避難意向について、調整が必要である。 ・ 医療的ケアが必要な要支援者について、病院への避難についても調整が必要である。
	・ 本支援計画は大規模水害を対象とした記載となっているため、浸水想定区域内の要支援者に対して優先度をつけて計画作成を行うこととしている。 ・ 浸水想定区域外の要支援者に対しても、地震等の災害を想定した個別避難計画の作成を別途推進していく必要がある。
	・ 個別避難計画の作成フローに関する詳細な実施事項や、記載内容の考え方などについては、今後ガイドラインを作成して関係者に示す必要がある。
個別避難計画の活用	・ 個別避難計画作成に同意しない場合や、作成途中などの理由による個別避難計画未作成者に対する、円滑かつ迅速な避難支援の実施について検討が必要である。
	・ 継続的な情報の維持更新、情報へのアクセスのしやすさ、使いやすさ等の観点から、個別避難計画のデジタル化により管理および活用する仕組みを検討する必要がある。 ・ 個別避難計画のデジタル化により、計画作成者の避難先の意向を整理し、福祉避難所の定員等を踏まえて調整するなどの対応が必要となる。 ・ 個別避難計画のデジタル化により、計画に基づく避難支援の実施状況等を進捗管理できる仕組みづくりが必要である。

4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨などにおける被害を受け、平成 29 年の水防法や土砂災害防止法の改正において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び訓練等の実施が義務化された。

これに伴い、北区においては平成 30 年度以降、対象施設に対して説明会を実施し、避難確保計画の作成を促進している。

4.1. 避難確保計画の作成

避難確保計画とは、浸水や土砂災害等のおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項などを定めた計画である。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設

地域防災計画では、避難確保計画作成対象施設種別を以下の通り指定している。

- 老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所
- 支援事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 幼稚園
- 小学校
- 病院
- 診療所（有床のみ）

支援計画において避難確保計画の作成対象とするのは、荒川の浸水想定区域内に立地する上記の施設種別の中で、要配慮者が入所する入所施設とする。

一方で、大規模水害の場合、台風の接近による首都圏への影響が見込まれてから、荒川の氾濫までには時間があることから、通所施設は事前休業等を基本とすることとし、この支援計画では避難先等の考え方を指定しない。

ただし、通所施設においても、何らかの理由で大規模水害時に施設内に利用者が滞在している場合等を想定し、避難先、手段、タイミング等を検討し、避難確保計画に記載する。

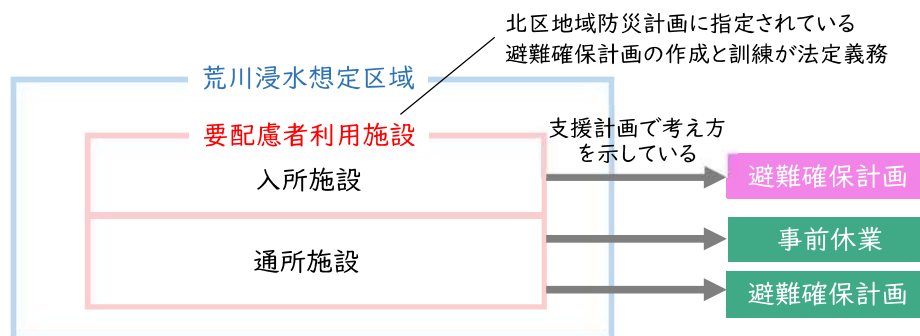


図 11 要配慮者利用施設の支援計画対象範囲

(2) 避難確保計画のひな形

区は、避難確保計画のひな型及び手引きを作成し、区ホームページに公表している。

施設管理者は、区が公表しているひな型及び手引きを用いて、避難確保計画を作成する。

(3) 施設における段階的な防災体制確立

災害が発生する前に迅速かつ確実に避難誘導を完了させるためには、収集した防災気象情報や避難情報をもとに、施設の防災体制を確立する必要がある。

施設管理者は、北区避難支援タイムライン（P.30 の図 9）等を参考に、段階的な防災体制の確立基準、組織構成や役割分担、人員配置等をあらかじめ検討する。

(4) 情報収集と情報伝達

台風の接近や大雨による水害が発生するおそれがあるとき、迅速に情報収集や情報伝達を行う必要がある。

施設管理者は、収集する情報の内容やその入手方法、伝達する情報の内容と伝達先等をあらかじめ検討する。

【収集する情報の例】

- ・防災気象情報（荒川等の洪水予報、気象情報、土砂災害警戒情報等）
- ・区の避難情報 ※詳細は「6.2 避難行動要支援者等への情報伝達（P. 51）」
- ・避難先に設定した系列事業所の状況または福祉避難所（区立ふれあい館）の開設状況
- ・道路の通行止め情報等

【入手方法】

北区メールマガジン、テレビ、ラジオ、北区ホームページ、北区防災行政無線（自動電話応答サービス）、北区公式 Twitter・Facebook・LINE、北区水位・雨量情報システム、東京都防災アプリ、東京都ホームページ、国土交通省荒川下流河川事務所ホームページ等

(5) 避難誘導について

① 避難先の考え方

「立退き避難（※1）」の避難先は、基本的に施設の系列事業所を設定する方針とする。系列事業所を避難先として設定できない場合、補完型福祉避難所として開設する区立ふれあい館を設定し、施設職員とともに避難することを検討する。

要配慮者利用施設における避難の原則は「立退き避難」であるが、入所者の状況等により立退き避難が困難な施設が存在することも想定される。避難確保計画に避難方針として「屋内安全確保（※2）」を検討する場合は、ハザードマップ等で施設の浸水継続時間を確認し、想定される浸水継続時間以上の時間を「屋内安全確保」できる対策を施設で確保する必要がある。ただし、施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地している場合は、必ず「立退き避難」とする。

※1 立退き避難：浸水想定区域等の災害リスクにある区域等に所在する施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本。

※2 屋内安全確保：浸水想定区域等の災害リスクのある区域等に所在する施設であっても、施設内に留まり、浸水深より高い階に移動することによって避難すること。

② 避難のタイミング

避難行動に時間を要する要支援者や、要配慮者利用施設の入所者の避難開始タイミングとして、区は「要支援者避難開始」に関する情報を発表する。ただし、利用者数や利用者の身体的な状況と移動時間の兼ね合い等により、全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、区からの情報発表を待つことなく、早めに避難を開始することが必要である。

北区避難支援タイムライン（P. 30）には、「要支援者避難開始」の発令タイミングと対応する行動のイメージを示している。避難情報の発令状況などを参考に、準備開始や避難開始のタイミングを検討する。

また、タイミングに応じて施設職員の参集や配置、役割分担等も検討する。

③ 避難の方法

施設入所者の移動手段は、基本的に各施設で確保する方針とする。施設で活用できる車両数と、入所者数、避難先への移動にかかる時間などを考慮し、ピストン輸送の開始タイミングなどを検討する。

④ 避難の経路

ハザードマップや施設見取り図等を参考にして避難先まで安全に移動できる避難経路を事前に検討する。なお、土砂災害警戒区域やアンダーパス等の危険な場所を通らないようにする。

⑤ 緊急安全確保について

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象（※）に遭遇した場合も想定して、少しでも浸水被害を受け難い施設の高い場所や近隣の相対的に高く堅牢な建物に移動するなどの「緊急安全確保」も併せて検討する。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが、避難し遅れた際にとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※「過酷な事象」の例は以下のとおり

<災害発生後>

- ・河川が氾濫し、施設や避難経路が大規模に浸水している状況
- ・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

<災害発生直前>

- ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある
- ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・暴風による飛散物により被災するおそれがある
- ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

(6) 施設の整備について

① 避難に必要な設備とその確保

施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な設備を確保しておく必要がある。施設管理者は、避難に使用する既存の設備や今後整備する予定の設備を検討し、新規に整備する必要がある場合は活用できる補助金等を使用し、設備強化を促進する。



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（国土交通省、令和4年3月）のP35より

図 12 避難に必要な設備の考え方（参考）

② 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保

施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておく必要がある。屋内安全確保の場合は、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等の物資を施設内に留まる時間に応じて備えることが必要となる。

施設管理者は、避難に使用する装備品や備蓄品、避難先への持ち出し品等を検討する。

(7) 計画の提出

施設管理者は、「避難確保計画作成（変更）報告書」（ホームページに公表）を添えて、作成した避難確保計画を北区 危機管理室 防災・危機管理課へ提出する。

4.2. 避難確保計画の実効性向上

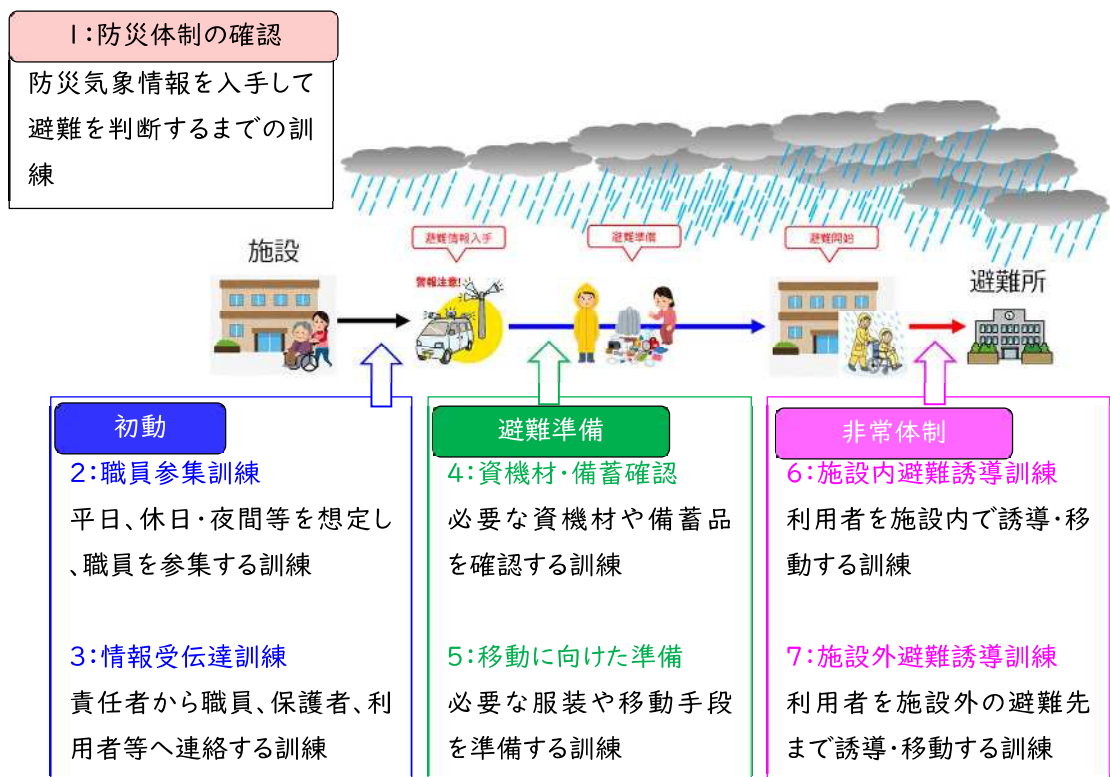
(1) 避難訓練による実効性向上

作成した避難確保計画の実効性を高めるため、計画に基づいた避難訓練の実施と報告が施設管理者の義務となっている（水防法第15条の3第5項）。

① 避難訓練の実施

施設管理者は、避難確保計画に基づいた訓練を、原則年1回以上実施する。なお、訓練内容は各施設の状況に応じて設定することとする。訓練内容の例について、図13に示す。

施設管理者は、避難訓練を実施した都度、避難訓練実施報告書を区へ提出する。



※訓練の負担を軽減するための工夫(例)

- ・利用者や保護者と共にではなく、まずは職員のみで実施する。
- ・ハザードマップなどを用いた図上訓練を実施する。
- ・実際の行動をイメージし、避難確保計画の読み合わせを行う。など

図 13 訓練内容の一例

② 避難確保計画の見直し

施設管理者は、訓練の実施結果を踏まえて、避難確保計画の見直しを行う。見直した避難確保計画は、避難訓練実施報告書と共に、区へ提出する。

(2) 計画内容の精査

区は、避難確保計画の作成報告や、計画に基づく避難訓練の実施報告を受けたとき、施設管理者に対して必要な助言または勧告をすることができる。（水防法第15条の3第6項）

4.3. 今後の課題

避難確保計画の作成や活用に係る今後の課題について、表 12 に整理する。

表 12 避難確保計画の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
避難確保計画の作成	・ 区は、国土交通省や区等の最新の取組みを踏まえて、避難確保計画のひな型および手引きを適宜更新する。
	・ 車両による移動等が必要な施設入所者に対して、施設が所有する車両数や人員が不足している可能性があり、必要数や移動時間の概算と移動手段の確保が必要である。 ・ 区内の通所施設等で保有している車両等の活用ができるよう、福祉事業所間のネットワーク構築等の対応も検討する必要がある。
情報伝達	・ 区は、福祉避難所（区立ふれあい館）の開設状況を施設へ伝達する方法について検討する。
実効性向上	・ 区は、作成された避難確保計画の内容の確認および精査をする仕組みの確立により、必要な助言や勧告が実施できるよう努め、計画の実効性向上を図る必要がある。 ・ 適切な助言等を実施するため、専門家との情報共有や研修を行うなど、区の体制を強化する必要がある。

5. 避難所等における要支援者への対応

5.1. 水害に対応した福祉避難所の設置

北区地域防災計画においては、次の施設を福祉避難所として位置づけている。荒川氾濫等の大規模水害が想定される場合は、高台に位置する高台福祉避難所を開設する。

なお、要配慮者を確実に受け入れるため、福祉避難所に指定されている施設名の公表はしていない。

① 福祉避難室

小・中学校等の避難所等内の教室等を利用して、要配慮者に配慮した専用の避難スペースを設置する。

→総数：57 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：22 箇所

② 福祉避難所（通所型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害者や障害児を対象とする。

→総数：13 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：4 箇所

③ 福祉避難所（介護型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する介護度が高い者を対象とする。

→総数：16 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：7 箇所

④ 福祉避難所（補完型）

②③に該当しないその他の要配慮者を対象とする。

→総数：26 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：11 箇所

福祉避難所は要支援者や要配慮者を受け入れるために開設されるが、大規模水害が想定される場合に全区民向けに開設される避難場所は、「高台水害対応避難場所」である。高台水害対応避難場所の一覧は、表 13 に示す。

福祉避難所の一種である福祉避難室は、表 13 に示す小・中学校の教室等を使用して開設されるものである。

表 13 高台水害対応避難場所一覧

番号	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34
4	稲付中学校	赤羽西 6-1-4
5	梅木小学校	西が丘 2-21-15
6	西が丘小学校	十条仲原 4-5-17
7	王子第三小学校	上十条 5-2-3
8	王子第五小学校	上十条 2-18-17
9	旧富士見中学校	上十条 3-1-25
10	十条富士見中学校	十条台 1-9-33
11	滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1
12	滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8
13	旧滝野川第六小学校	滝野川 5-44-15
14	谷端小学校	滝野川 7-12-17
15	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4
16	北区役所滝野川分庁舎	滝野川 2-52-10
17	滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27
18	西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21
19	飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12
20	滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10
21	田端小学校	田端 5-4-1
22	旧田端中学校	田端 6-9-1

5.2. 要支援者における福祉避難所の活用

(1) 福祉避難所を避難先として検討する際の考え方

福祉避難所はP.43に先述した通り4種類あり、それぞれに特徴がある。要支援者自身の介護度や障害の状態などから適切な福祉避難所を、避難先として検討する必要がある。

福祉避難所は要支援者に対して一定の配慮はされているものの、様々な要支援者や避難支援者同士で同じ空間で避難生活を送る必要があるといったことも考慮して、親戚宅等への縁故避難や、宿泊施設の確保による避難も検討することが望ましい。

(2) 福祉避難所への避難

身体の状態等を踏まえ、福祉避難所への避難が必要な要支援者は、個別避難計画作成時に、避難支援等関係者や避難支援者と調整の上、避難先として福祉避難所を設定する。

福祉避難所を避難先として設定した場合、「要支援者避難開始」の発表等のタイミングで、個別避難計画で事前に調整した福祉避難所へ直接避難する。

(3) 要支援者を受け入れるための配慮

要支援者は、避難所生活においても様々な配慮が必要である。区は、要支援者の多様なニーズを踏まえ、以下のような点に留意し、可能な限りの配慮を行う。

- 暑さ・寒さ対策
- スロープ設置等による障害除去
- 乳幼児や高齢者、障害者等に配慮した食事の提供
- 必要な資機材・生活用品・医療用品等の提供に関する調整
- 専門職員によるサービスの提供に関する調整

5.3. 今後の課題

福祉避難所に係る今後の課題について、表 14 に整理する。

表 14 福祉避難所に係る今後の課題

分類	今後の課題
福祉避難所の運用	・福祉避難所の運用ルール等を整備する必要がある。 ・要支援者が避難先で必要となる資機材やサービス等の提供体制の構築が必要である。平常時から協力機関を確保しておくことや、協定を締結しておくことが考えられる。 ・しかし、要支援者の多様なニーズに全て対応することは、水害時には困難なことが考えられるため、要支援者自身および避難支援者で協力して必要な準備を整えておくことの重要性を周知する必要がある。
福祉避難所の定員	・福祉避難所への避難が必要な要支援者と、福祉避難所のキャパシティの調整を行い、避難先の再調整や、福祉避難所の拡充等の対応を検討する必要がある。 ・区有施設以外の施設との協定等も検討し、定員数の増加を図る必要がある。 ・現在、東京都が広域避難先の確保を進めているため、区は東京都の動向を把握しておく。

6. 要支援者の避難における自助・共助・公助

6.1. 避難支援の基本的な考え方

避難行動要支援者は様々な要因により、災害発生時に必要な情報を把握し、適切な避難行動を取ることが難しいため、周囲からの避難支援を必要とする。

しかし、大規模な水害等が発生した場合、多くの避難行動要支援者に対して、区職員が平等に支援を行うことは困難となる可能性がある。そのため、避難行動要支援者自身や家族による「自助」、個別避難計画に記載した避難支援者や、避難支援等関係者、地域住民などによる「共助」が重要となる。

区は、避難支援者・避難支援等関係者に対して、可能な範囲で避難行動要支援者の情報を提供し、平常時の声掛けから、災害時の安否確認や避難支援の実施まで、日頃から普及啓発を行うことで、地域の支援体制構築を促進する。

(1) 自助としてできること

いざというときに避難行動を実施するために、平常時からできる準備や、発災のおそれがある段階から、できる行動をしておくことが重要である。

要支援者自身や家族の状況等により、できることや必要なことはそれぞれ異なるが、要支援者自身や家族でできる自助の取組みの例を示す。

また、基本的に名簿に基づく支援を行う避難支援等関係者と、個別避難計画に基づく支援を行う避難支援者については、要支援者の支援を担っていただくと同時に、自身の安全の確保が必要である。そのため、避難支援等関係者や避難支援者が自身の避難のために準備できる自助の取組みの例を示す。

① 要支援者自身や家族ができること（平常時）

- ハザードマップ等で発生しうる災害を知る
- 浸水想定区域外に住む親戚・知人等に相談し、縁故避難先を確保する
- ご近所や避難支援をお願いする方と顔の見える関係づくりをする
- 家族や避難支援者とともに個別避難計画やマイ・タイムラインなどの計画を作成し、わかりやすい場所に保管する
- 情報収集の手段を準備する
- 避難時の非常用持出品を整理する（※）
- いざという時のための備蓄品を準備する

② 要支援者自身や家族ができること（発災のおそれ～発災）

- 個別避難計画を確認し、避難行動の確認や支援者と連絡を取る
- 災害情報や避難情報を入手する
- 縁故避難先への連絡や、高台の宿泊施設を予約して避難先を確保する
- 避難先に持っていくものを確認し、避難の準備をする（※）

③ 避難支援等関係者などが自身の避難のためにできること（平常時）

- ハザードマップ等で発生しうる災害を知る
- 浸水想定区域外に住む親戚・知人等に相談し、縁故避難先を確保する
- 自身と家族の避難について、要支援者の避難支援も考慮したマイ・タイムラインを作成する
- 情報収集の手段を準備する
- 避難時の非常用持出品を整理する（※）
- いざという時のための備蓄品を準備する

④ 避難支援等関係者などが自身の避難のためにできること（発災のおそれ～発災）

- マイ・タイムラインを確認し、自身の避難行動を確認する
- 災害情報や避難情報を入手する
- 縁故避難先への連絡や、宿泊施設の予約をして避難先を確保する
- 持ち物を確認し、自身と家族の避難や、要支援者の支援の準備をする（※）

※避難先へ持ち出す物は、水、食料、毛布等のほか、自身が避難所生活に必要なとする物を整理し、避難の状況に応じて 3 日～1 週間分を目安にして準備する。薬など避難先で入手が困難になる可能性があるものは、可能な限り多めに準備することが望ましい。

(2) 共助として支援できること

名簿を共有されている避難支援等関係者、個別避難計画に係る避難支援等を実施する避難支援者において、要支援者の支援として平常時および発災のおそれ～発災の段階でできる共助の取組みの例を示す。

なお、避難支援等関係者や避難支援者となっていなくとも、地域住民の一人ひとりが、近所の要支援者や、妊産婦や外国人などの要配慮者と、平常時からコミュニケーションを取り、災害時にも気にかけることが重要だという認識を浸透させる必要がある。

① 共助でできる支援内容（平常時）

- 平時の見守りや声掛け
- 地域の行事や防災訓練等への参加を促し、地域との関係づくりを進める
- 避難計画（個別避難計画やマイ・タイムライン等）や避難準備について要支援者と一緒に考える
- 要支援者支援のタイミング等を考慮した、地域としての行動タイミングを示すコミュニティタイムラインを作成する（P. 53「7(2)避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成」に詳述）

- 介護施設・事業所や障害福祉サービス事業所等において、利用者の災害時支援を考慮した業務継続計画を策定する

② 共助でできる支援内容（発災のおそれ～発災）

- 名簿に基づく声掛け等
- 個別避難計画に基づく避難支援等
- 社会福祉施設等の職員から、利用者への声掛け等
- 地域住民から、地域の要配慮者利用施設へ声掛けをし、必要に応じて入所者の避難を支援する

③ 共助でできる支援内容（発災後～浸水が概ね引く）

- 要支援者と一緒に避難し、福祉避難所等に共に一時滞在する避難支援者は、個別避難計画に記載されている要支援者の状況を踏まえて、災害関連死に繋がらないよう可能な限り心身のケアを行う
- 避難所等にて、周囲に要支援者と思われる住民がいたら、声掛け、支援ニーズの把握等を積極的に実施する

(3) 公助として区が実施すべきこと

- 避難情報の提供
気象や河川水位の状況に応じた避難情報を発令し、多様な手段を用いて住民に広く周知する。
- 避難場所の開設
荒川氾濫のような大規模水害の発生が想定される場合、高台水害対応避難場所を開設する。要支援者等の受入れのため、高台福祉避難所も開設する。協定も活用し、避難者の受け皿を可能な限り準備する。
- 移動手段提供
協定等を活用し、災害時の人員輸送のための手段を確保する。特に、要支援者は避難先への移動が困難である場合が多いため、必要に応じて水害発生のおそれがある段階から手配する。
- 関係機関への支援要請
水害発生のおそれ～発生後における対応に関して、区のみでは対応しきれない部分について、地域防災計画や協定等の内容に基づき、関係機関へ支援の要請をする。
- 避難場所の生活環境確保
水害が発生し、高台水害対応避難場所や高台福祉避難所等での避難生活を余儀なくされた場合、食料や必要な物資等の手配、感染症対策など、可能な限り避難場所の生活環境を整備する。
- 避難者状況の把握
避難場所等に避難した住民に対して、避難者名簿カードを用いて、避難場所における避難者数やその状況を把握しておく。

(4) 避難支援等関係者などの安全確保の措置

避難支援等を行う際は、避難支援等関係者自身やその家族等の生命、身体 of 安全を守ることが重要である。北区から警戒レベル 3（高齢者等避難）が発令されたら支援者自身も避難の準備を開始して、遅くても警戒レベル 4（避難指示）の発令の際には支援者自身も避難し、安全を確保する。

避難支援と関係者や避難支援者自身の安全確保が必要なことや、不在などで対応できないケースも想定されるため、個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず実施されることを保証する計画ではない。避難支援者等は、要支援者の避難に責任や義務を負うものではなく、あくまで避難の円滑化や避難支援の可能性を高めるものとして位置づける。

区は、災害応急対応に従事する者の安全確保に配慮する必要があるため、上記を踏まえた避難支援等関係者などによる支援の考え方や、避難支援等関係者の安全確保について、関係者への周知を図る。支援の受け手側である要支援者に対しては、個別避難計画作成時に、避難支援等関係者による支援は絶対のものではない旨を説明し、理解をいただく必要がある。

6.2. 避難行動要支援者等への情報伝達

(1) 水害発生時の避難情報

区は、水害の発生のおそれがある場合、要支援者が円滑かつ安全に避難できるように、区の地域防災計画や、避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当）、令和3年5月）に基づき、避難情報を発令する。発令される避難情報について、表15に示す。

警戒レベル3の「高齢者等避難」の発令は、避難に係る準備や移動に際して時間がかかると想定される高齢者等が避難行動を開始するタイミングとして位置づけている。要支援者は、準備や移動等にさらに時間がかかる可能性があることや、避難支援者の支援が必要なことから、北区独自で「要支援者避難開始」情報を発表することを検討している。

ただし、高齢者等避難が発令される以前から避難行動を開始することを妨げるものではなく、自身や家庭等の状況に応じて判断する。

表15 発令される避難情報

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報	発令主体
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	区
~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	区
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	区
3	災害の おそれあり	要支援者への避難の呼びかけ 要支援者への避難支援 要配慮者利用施設の避難行動の実施	要支援者 避難開始	区
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・ 高潮注意報	気象庁
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	気象庁

### (2) 避難行動要支援者への情報伝達

区は、防災行政無線による放送、ホームページや SNS への情報掲載、緊急速報メール（エリアメール）などの様々な手段により、防災情報等を伝達する。

様々な特性を持つ要支援者へ情報伝達を図るためには、音声による伝達、視覚による伝達、やさしい日本語や多言語に対応した伝達など、多様な手段や方法の

活用を推進する。

避難支援等関係者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者等は、災害発生が想定される場合は、上記のような様々な手段を用いて、積極的な情報収集を行い、要支援者や自身の避難行動に役立てる。

また、要支援者自身や家族においても、自身が使える情報収集の手段を確認しておき、災害発生が予想される際には、可能な限り積極的な情報収集に努める。

### **(3) 今後の課題**

区独自で運用を検討している要支援者避難開始については、区としての運用方針を整備することと、情報伝達の方法を確立することが課題である。内閣府が定める 5 段階の警戒レベルに応じた避難情報と同様に全住民へ伝達するか、要支援者は避難支援者といった対象者にのみ伝達できる手法を確立するか、今後の検討が必要である。

---

## 7. さらなる避難支援の取組み

---

これまで紹介した名簿や個別避難計画の作成、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施などは、災害対策基本法や水防法などの法律で規定されるものである。一方、法律等で定められていないが、避難支援の実効性向上のために北区として推進していきたいと考える取組みを紹介する。

### (1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施

作成した個別避難計画の検証および実効性の向上を目的として、区、避難支援等関係者、避難支援者、福祉事業所、福祉避難所に指定されている施設などが協働し、個別避難計画に基づいた避難支援の実施について訓練を実施する。

- 台風接近の旨や高齢者等避難の発令などの防災情報を伝達し、避難の声掛けをする
- 防災情報に基づいて、避難に際して必要な準備を行う
- 個別避難計画で設定した避難先に、実際に移動する など

訓練を実施した事により得た気づきや問題点については、必要に応じて個別避難計画を修正する。

要支援者の身体の状態等は変化するため、定期的に（特に出水期前）には関係者で個別避難計画に基づいた訓練を実施し、必要に応じて個別避難計画の修正を行うことで、実効性を担保するよう努める。

### (2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成

区は、各家庭における避難行動を整理するマイ・タイムラインの普及促進とともに、地域住民の避難行動や行動のタイミング等を整理する「コミュニティタイムライン」の作成支援を、低地部に位置する 11 の町会・自治会に対して実施する。コミュニティタイムラインの作成にあたっては、地域に居住する要支援者に対する避難支援のタイミングや、避難支援の役割分担を意識し、作成後は当該地域内で全戸配布する予定である。

### (3) 要支援者支援における DX の推進

区は、名簿や個別避難計画などの作成、更新、活用に関する DX 化を進めていく必要がある。名簿や計画等の情報共有のほか、平常時の見守り状況や訓練実施状況、災害時の支援実施状況などを関係者と共有できるような仕組みづくりを目指し、要支援者支援の高度化を図っていく。

#### (4) 復旧・復興期における要支援者の支援

支援計画は、平常時から、水害が発生する恐れや水害発生により、命を守ることを目的とした避難（主に避難情報が解除されるまで）をしている期間を対象として、要支援者の支援に関する考え方等を整理した計画である。

しかし、実際に水害が発生して家屋被害等が生じた場合、低地部の大部分で 2 週間以上に渡って帰宅することができない可能性がある。このような場合を想定した、長期化する避難所や仮設住宅等での生活、生活再建に係る手続き等の対応等について、復旧・復興期における要支援者の支援体制づくりが必要である。

次回の北区地域防災計画を改定時に、大規模水害における復旧・復興期の要支援者支援についての基本的な方針等を検討する。

#### (5) 支援計画の検証と見直し

本支援計画に基づき、個別避難計画や避難確保計画の作成等を進めていく中で、記載内容の妥当性や、今後の課題として示した内容の対応状況等について、検証し必要に応じて内容を見直す必要がある。

また、関連法令や関連計画の改正等についても、必要に応じて支援計画に反映できるよう、見直しを図る必要がある。

# 北区

## 大規模水害を想定した個別避難計画

本計画の対象者

(ふりがな)

氏 名

計画作成者

作成年月日

所属・氏名

年 月 日

## 避難行動要支援者とそのご家族の皆様へ

- この個別避難計画は、大規模水害（荒川氾濫）を想定して、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を要するとして、避難行動要支援者名簿に登録されている方が作成の対象です。
- 個別避難計画の作成と、避難支援の関係者・関係機関への情報提供について、事前に同意をいただいた場合に作成します。
- なお、この計画は避難支援の可能性を向上させるものであり、内容に基づく避難支援が必ず実施されることを保証するものではない旨をご理解下さい。
- 作成した個別避難計画は、必要な時に確認できる場所に保管してください。
- また、避難支援者や地域の住民と水害避難について定期的に話し合ったり、この計画に基づく訓練と計画の見直しをしたり、自身と避難支援者で水害避難に関する意識を醸成することが重要です。

## 避難支援の関係者の皆様へ

- この個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が記載されているため、計画の取り扱いには細心の注意が必要です。計画を共有されている関係者・関係機関の皆様は、自身以外が計画を閲覧できる状態にしないよう、適切な管理をお願いします。
- 個別避難計画に定める避難支援の実施については、法的責任や義務が伴うものではないですが、誰ひとり取り残されない避難を実現するために支援をお願いするものです。自身や家族の安全確保も重要であるため、避難行動要支援者への支援は早めの実施をお願いします。

## 計画の構成

1. 本人データ（P.1）
  - ・ ・ ・ 本計画の対象者の基礎的情報
2. 支援に必要な情報（P.3）
  - ・ ・ ・ 避難先までの避難行動や、避難先での生活などにおける様々な留意事項
3. 避難支援方針（P.5）
  - ・ ・ ・ 避難行動にあたり、いつ、だれが、どのような支援を実施するか
4. 避難支援者一覧（P.7）
  - ・ ・ ・ 支援内容ごとの避難支援者とその連絡先
5. 計画の見直し状況（P.8）
  - ・ ・ ・ 計画見直しの履歴の整理

## 問合せ窓口

- 個別避難計画に関するお問合せ、計画の提出や更新などについては、以下にご連絡下さい。  
北区 福祉部 地域福祉課（北区役所第二庁舎3階） Tel：03-3908-9015

## 1. 本人データ

### ■カルテ情報

システム NO		名簿情報時点	
カルテ出力日		訪問日	
机上優先度		調査後優先度	

### ■個人情報に関する同意

避難行動支援者名簿 情報提供	同意有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同意届出日	
			登録届出日	
個別避難計画作成	同意有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同意届出日	
個別避難計画 情報提供	同意有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	同意届出日	

### ■避難者の基本情報

氏名			性別		年齢	
住所						
生年月日			電話番号 (自宅)			
電話番号 (携帯)			FAX			
世帯人数 (住基)			世帯内最小年齢 (住基)			
特記事項						
登録要件						
同居家族	<input type="checkbox"/> 有 (    人) <input type="checkbox"/> 無	家族 構成	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 子    人 <input type="checkbox"/> その他 (                      ) <input type="checkbox"/> ペット動物 (                      )			
同居家族の 状況						

### ■避難行動支援者名簿登載指定の要件（指定・希望）

指定	要介護認定		障害者手帳		障害支援区分	
	愛の手帳		精神手帳			
	視覚		聴覚・平衡		肢体	
	音声・言語 ・咀嚼		内部		その他	
希望	75 高齢者の みの世帯		要介護・要支援 の認定		身体障害者 手帳	
	愛の手帳		精神障害者 保健手帳		難病など	
留意事項						

避難行動要支援者名簿から記載できる箇所（個別訪問時に要確認）

■居住情報

住居形態	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋、鉄骨
建物階数	階建	居住階	階
水害リスクのある河川	川	居住場所の見取り図（寝室や普段過ごしている部屋等）	
最大想定浸水深	メートル		
浸水継続時間	時間		
家屋倒壊等 氾濫想定区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外		

■利用中の福祉サービス等

No.	サービスの種別	福祉サービス事業者等	電話番号（事業者）
1			
2			
3			
4			

■避難行動支援者名簿提供者

地域振興室		町会・自治会	
民生委員		高齢者あんしんセンター	
警察		消防	

## 2. 支援に必要な情報

### ■身体的留意事項（寝たきり等介護の注意点・障害の内容・その他医療的ケア等）

No.	項目	注意点・留意事項
1	介護	
2	障害	
3	医療的ケア	
4	食事形態 アレルギー	
5	排泄	
6	周囲との関わり	
7	その他	

### ■情報入手に関する留意事項

### ■避難タイミングの判断に関する留意事項

### ■避難準備に関する留意事項

歩行	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 自力で歩行可 <input type="checkbox"/> 介助者がいれば歩行可 <input type="checkbox"/> 車椅子が必要 <input type="checkbox"/> ストレッチャーが必要 <input type="checkbox"/> その他 ( )
車椅子の使用	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 別途必要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 電動車いす <input type="checkbox"/> 折りたたみ車椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子は必要だが自走不可 <input type="checkbox"/> その他 ( )
車椅子の援助	<input type="checkbox"/> 自力で動ける <input type="checkbox"/> 家族等の援助で移動可能 <input type="checkbox"/> 誰かの援助があれば移動可能	
車の使用	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 普通乗用車 <input type="checkbox"/> ミニバン・ワンボックス <input type="checkbox"/> リフトなし福祉車両 <input type="checkbox"/> リフト付き福祉車両 <input type="checkbox"/> その他 ( )
移動の際に身近な人に期待できること		
その他配慮する事項		

--

--

### 3. 避難支援方針

#### ■避難行動と必要な支援に関する事項

平時の 声掛け		
いつ連絡 するのか	避難準備の連絡	
	避難開始の連絡	
誰が連絡するのか	<input type="checkbox"/> 支援者（準備連絡・避難開始） （ ）	<input type="checkbox"/> 区職員（準備連絡・避難開始） （ ）
	<input type="checkbox"/> 事業者（準備連絡・避難開始） （ ）	<input type="checkbox"/> その他（準備連絡・避難開始） （ ）
誰に連絡するのか	<input type="checkbox"/> 本人（準備連絡・避難開始） （ ）	<input type="checkbox"/> 支援者（準備連絡・避難開始） （ ）
	<input type="checkbox"/> 家族・知人（準備連絡・避難開始） （ ）	<input type="checkbox"/> その他（準備連絡・避難開始） （ ）
連絡手段	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> FAX（ ） <input type="checkbox"/> メール（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
どこへ避難 （避難先）	避難先①（ ） 避難先②（ ）	
どうやって避難 （避難手段）	<input type="checkbox"/> 車両 （ ）	
	<input type="checkbox"/> 車椅子を使用して避難 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
	<input type="checkbox"/> ストレッチャーを使用して車で避難 <input type="checkbox"/> 徒歩で避難	
誰と一緒に連絡避難するのか	合計 人 <input type="checkbox"/> 本人 1人 <input type="checkbox"/> 家族・知人等 人（ ） <input type="checkbox"/> 支援者 人（ ） <input type="checkbox"/> その他の方 人（ ）	

自宅から 避難先への 経路等	
----------------------	--

■避難する際に必要な持ち物

避難先でも 必要な医療機器・器 具	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
常用薬など	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> お薬手帳	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 健康保険証（受給者証を含む）
食事関連 （特定の食事や、食事の 際に必要なもの等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
生活関連 （避難先での生活や排泄 等に必要なもの等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
救急・衛生関連	<input type="checkbox"/> 消毒薬・傷薬 <input type="checkbox"/> マスク・アルコール消毒 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 包帯・ガーゼ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
衣類関連	<input type="checkbox"/> 着替え・タオル <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他に必要なもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

#### 4. 避難支援者一覧

支援項目	所属（事業者名）	氏名	連絡先
声掛け支援			
避難準備手伝い支援			
移動同行支援			
避難先での支援			

#### 【参考】支援項目と支援内容

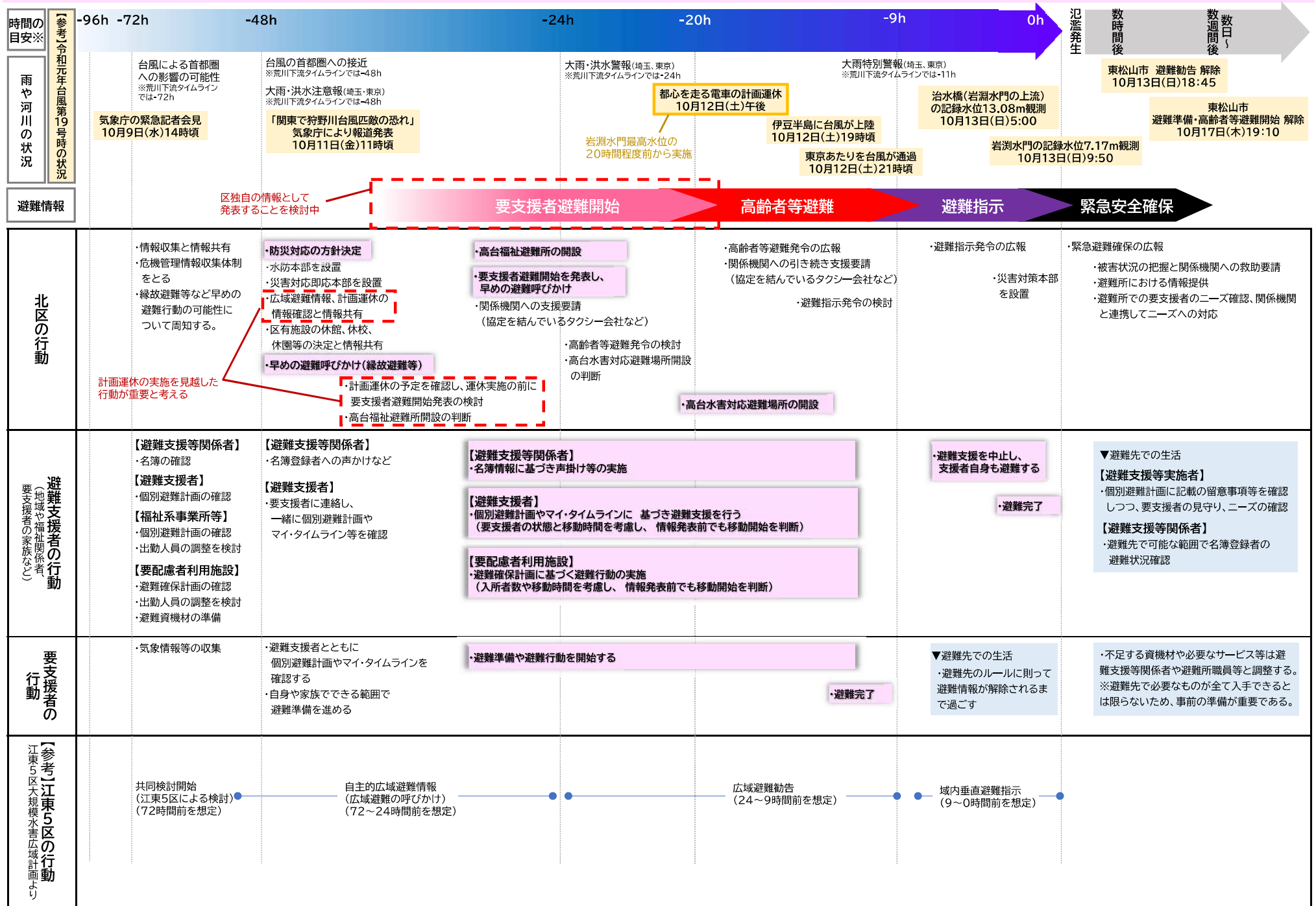
支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難所開設情報や、高齢者等避難情報を伝達し、避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。
避難先での支援	避難先に到着後、避難生活を送るにあたって必要な情報を避難先の運営者等と共有や引き継ぎを行う。 もしくは、個別避難計画の情報に基づき、避難先での避難生活を支援する。

## 5. 計画の見直し状況

実施年月日	記入者	見直した内容（概要）
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

# 北区避難支援タイムライン

資料 5



※荒川下流タイムラインの目安の時刻は、0hが「堤防決壊の恐れあり、越水開始まで4～9時間を想定」したものとなっている。

## 非常用発電設備の補助金について

- ・熊本県の千寿園での被害を踏まえ、厚生労働省では高齢者施設等に対して「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」というものを整備している。
  - ・この中で、高齢者施設等の自家発電設備設置に対する補助メニューが設定されている。  
(厚労省 HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/000708306.pdf> (P.2)
  - ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表を確認すると、非常用自家発電設備の設置に関する補助金は、以下のような制度となっている。
    - 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
      - 補助率：国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4
      - 補助上限：なし
      - 補助下限：総事業費 500 万円（ただし、燃料タンクを除く）
      - 施設規模：定員 30 人以上の大規模施設等
      - 補助者：都道府県（指定都市、中核市を含む）
- 東京都福祉保健局では、「高齢者施設等の防災・減災対策推進事業」として補助をしている。

## 介護施設等の水害対策の強化(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

参考資料5

- 千寿園における被害を踏まえ、**新たに介護施設等(広域型を含む)における水害対策の支援メニューを創設**する。  
(参考) 広域型を含めた既存施設における水害対策: 垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修工事等

### ① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業  〔※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設〕	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	なし

### ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、**水害対策に伴う改修等**や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

### ③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力で行えるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、**水害対策に伴う改修等**を促進  
・非常用自家発電設備(i)、**水害対策に伴う改修等(ii)**

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	i	なし	総事業費500万円/施設
	自治体 1/4			
	事業者 1/4	ii	なし	総事業費80万円/施設

・給水設備

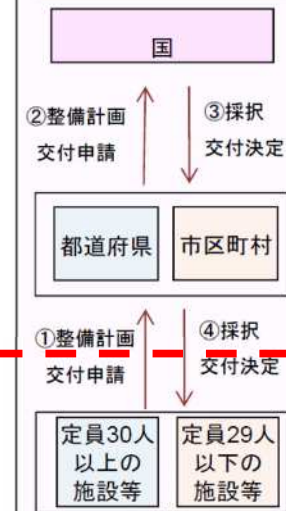
施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院			なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

### ④ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

#### 補助の流れ



## 福祉避難所の物品・設備の状況について

・高齢者向けの福祉避難所（福祉避難室を除く）に準備されている避難者用の備蓄品の状況を確認した。

- 水、高齢者等が食べやすいお粥系の食事
- 食器セット・ラップ、紙おむつ、ウェットティッシュ、簡易トイレなどの生活用品
- エアーマット、マットレス、毛布、間仕切りテントなどの設備物資  
→施設内で使用していないベッドがあれば利用可能な場合もある
- 福祉避難所として開設するための初動セット など

・福祉避難所となっている社会福祉施設の停電対策について確認した。

- 区立の特別養護老人ホームには、非常用発電機を設置している。
- 大規模改修を行った施設については、コージェネレーションシステムを導入し、災害に備えている施設もある。
- 法人系の福祉避難所における非常用発電機の設置状況は把握していない。
- 区立の福祉避難所（福祉避難室を除く）には、平成 30 年度に防災・危機管理課が軽量型の非常用発電機（※）を配備した。

※連続運転可能時間：約 7.1 h～約 3.2 h（1/4 負荷～定格負荷）

・避難者への電源提供について確認した。

- 区立の特別養護老人ホームには非常用発電機があるため、停電となっても一部コンセントから電力を確保することもできる。しかし、施設の最低限の設備運用と、施設入所者による利用、避難者による利用があるため、どれくらい使用可能かは状況による。
- 法人系の福祉避難所におけるコンセント利用可否は把握していない。

高齢者向け福祉避難所（福祉避難室を除く）配備物資一覧

	品名
食料	水
	おかゆ
	ミキサー粥
生活用品	食器セット・ラップ
	紙おむつ
	携帯カイロ
	ウェットティッシュ
	手指消毒液
	カセットコンロ・ボンベ
	おしり拭き
	簡易トイレ用袋+凝固剤
	ランタン・電池
	タオル・ティッシュ
	ペーパータオル
	ゴミ袋
	ゴム手袋
	鍋
初動キット	文房具類
	体温計・フェイスシールド
	消毒液
	マニュアル
	ビブス
	看板
設備物資	間仕切りテント
	受付用パーテーション
	エアーマット
	ジョイントマット
	マットレス
	パック毛布
	間仕切りテント
	ブルーシート
	使い捨て防水シート
	バスタオル

令和4年度																																																
7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月																								
検討事項	◆2. 支援計画の策定																																															
	●計画素案・様式作成				●計画案作成																																											
	②北区の基本的な避難行動の在り方																																															
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用																																															
	⑤個別避難計画の作成と活用																																															
	⑦災害時における避難支援																																															
	⑧避難所における避難支援																																															
	⑨さらなる避難支援の取組																																															
	北区タイムラインの検討																																															
					◆パブリックコメントの実施																																											
				●資料準備				●実施期間				●意見の整理・反映				概要版の作成																																
実施予定 10月20日～11月20日													最終確認				成果品の提出																															
検討委員会	■第5回(7月4日) (1)検討スケジュールの変更について (2)前回の振り返り (3)支援計画の基本的な考え方 (4)避難行動要支援者名簿の作成と活用 (5)個別避難計画の作成と活用 (6)避難確保計画の作成と活用 (7)避難所における避難支援 (8)自助・共助・公助それぞれの避難支援												■第6回(8月29日) (1)前回の振り返り (2)支援計画の基本的な考え方 (3)避難行動要支援者名簿について (4)個別避難計画について (5)避難確保計画について (6)避難所等における要支援者への支援 (7)要支援者の避難における自助・共助・公助 (8)さらなる支援の取組み (9)今後のスケジュール												■第7回(10月5日) (1)支援計画案の確認 →パブリックコメント前の最終確認												■第8回(12月中旬) (1)パブリックコメントの意見を踏まえた支援計画案の確認											
	ヒアリング会												専門部会																																			